

参 考 资 料

1 廃棄物処理状況の推移

(1) ごみ収集状況

(単位：t)

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	総収集量	普通ごみ 集	臨時ごみ	大掃除 粗大ごみ	業者ごみ	持込ごみ	道路清掃	街頭ごみ	河川清掃	不法投棄	資源ごみ	容器包装 プラスチック	年度
30	2,547,316	580,006	314,247	203,326	27,840	7,282	48,544		24,416		2,839	—	—	—	30
40	3,156,222	852,825	803,462	354,078	1,587	38,679	270,564	84,704	23,679		3,139	27,032	—	—	40
50	2,778,987	906,593	1,330,099	541,978	3,665	22,628	637,727	77,987	22,217	1,751	10,370	11,776	—	—	50
55	2,648,180	936,252	1,604,427	549,187	4,194	35,619	904,295	81,090	10,181	2,495	9,985	7,381	—	—	55
60	2,636,250	976,066	1,808,023	579,314	6,714	44,435	1,039,384	109,688	8,414	2,037	9,185	8,852	—	—	60
61	2,643,213	992,615	1,856,738	601,508	7,441	49,852	1,048,886	120,133	8,631	2,019	9,131	9,137	—	—	61
62	2,648,621	1,006,991	1,913,026	620,405	8,011	55,143	1,087,209	113,973	8,785	1,956	8,924	8,620	—	—	62
63	2,644,691	1,016,952	1,970,577	627,905	7,970	58,294	1,137,367	110,641	9,356	2,095	8,076	8,873	—	—	63
平元	2,635,156	1,026,361	2,056,366	636,828	7,356	60,007	1,207,840	115,811	7,871	2,092	9,098	9,463	—	—	平元
2	2,623,831	1,049,378	2,152,412	631,900	8,470	74,370	1,293,152	114,850	8,011	1,845	8,997	10,817	—	—	2
3	2,613,199	1,059,727	2,176,218	637,383	8,948	78,033	1,306,209	118,806	7,531	1,980	7,326	9,950	52	—	3
4	2,603,272	1,070,412	2,087,239	635,129	8,846	75,303	1,227,032	113,688	7,539	1,976	6,240	10,430	1,056	—	4
5	2,595,584	1,078,307	2,062,351	637,588	8,726	78,296	1,204,811	104,807	7,317	2,087	5,758	10,628	2,333	—	5
6	2,590,270	1,086,726	2,114,137	635,321	9,320	83,973	1,244,941	102,796	7,061	1,867	5,548	12,240	11,070	—	6
7	2,602,352	1,103,541	2,143,899	623,012	9,226	85,002	1,224,994	149,296	8,640	1,778	5,503	13,074	23,374	—	7
8	2,600,058	1,116,813	2,022,265	635,950	9,374	86,399	1,128,927	108,634	8,336	2,008	5,264	13,102	24,271	—	8
9	2,596,502	1,128,947	1,957,926	635,310	8,626	79,579	1,082,733	96,073	8,444	2,090	5,236	13,115	26,720	—	9
10	2,596,276	1,141,825	1,871,320	633,178	8,700	73,952	1,001,336	96,750	8,705	2,333	5,222	13,714	27,430	—	10
11	2,595,155	1,154,482	1,790,947	636,934	9,730	63,382	933,988	89,854	7,897	2,446	5,245	14,788	26,683	—	11
12	2,598,774	1,169,621	1,795,118	645,195	11,244	46,121	939,540	90,786	7,531	3,125	5,236	18,564	27,776	—	12
13	2,607,059	1,187,131	1,739,974	629,609	8,725	22,587	938,151	80,552	6,828	3,110	5,212	16,568	27,697	935	13
14	2,614,875	1,203,898	1,663,752	571,780	8,213	16,375	926,692	87,705	5,213	2,126	5,221	13,787	24,482	2,158	14
15	2,619,955	1,218,318	1,664,902	566,553	8,266	17,877	919,208	95,724	5,551	2,367	5,163	13,880	25,091	5,222	15
16	2,624,775	1,232,982	1,637,554	554,921	7,715	18,408	908,122	90,177	4,809	2,410	4,957	12,543	25,801	7,691	16
17	2,628,811	1,245,012	1,609,328	521,973	7,872	19,964	902,230	84,537	4,689	2,533	5,096	11,726	28,934	19,774	17
18	2,635,420	1,260,991	1,598,967	529,414	7,336	29,813	883,347	76,788	4,822	2,449	4,589	11,141	28,807	20,461	18

(注) 1. 人口、世帯数は、各年度とも10月1日現在のものである。

2. 55年度以降「道路清掃」には、人力除草ごみを含む。

3. 資源ごみには、南港ポートタウンでの空き缶・空きびん・ペットボトル回収、環境事業センター等での紙パック等及びマタニティウェア等の回収を含む。

4. 不法投棄ごみには、市民協力ごみを含む。

5. 持込ごみには、本市施設ごみを含む。

6. 45年10月1日から粗大ごみ収集開始

(2) ごみの処分状況

年度	総処理量	理 立				内 訳												資源化		市民・事業者による資源化		年度				
		立	焼	却	%	旧工場	住之江工場	西淀工場	鶴見工場	八尾工場	森之宮工場	平野工場	東淀工場	港工場	南港工場	大正工場	舞洲工場	資源化		資源集積回収	オフィスビル などでのリサイクル					
																		t	%				t	%		
昭30	314,247	t	234,507	74.6	44,640	14.2	79,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭30
昭40	803,462	t	480,980	59.9	322,241	40.1	84,099	85,834	84,539	68,010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭40
昭50	1,330,099	t	255,520	19.2	948,981	71.3	125,598	91,242	113,831	134,049	60,846	258,427	136,534	154,052	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	昭50
昭55	1,604,427	t	335,287	20.9	1,269,140	79.1	-	86,390	90,252	117,089	38,831	240,886	129,853	134,463	145,591	123,212	162,573	-	-	-	-	-	-	-	-	昭55
昭60	1,808,023	t	335,981	18.6	1,472,042	81.4	-	83,891	110,286	132,530	48,590	262,886	155,165	176,432	172,664	145,738	183,860	-	-	-	-	-	-	-	-	昭60
昭61	1,856,738	t	325,291	17.5	1,531,447	82.5	-	85,628	124,056	139,916	54,877	263,208	155,167	179,909	174,674	153,091	200,921	-	-	-	-	-	-	-	-	昭61
昭62	1,913,026	t	322,035	16.8	1,590,991	83.2	-	89,050	115,509	153,229	60,498	273,869	159,504	188,921	186,771	164,019	199,621	-	-	-	-	-	-	-	-	昭62
昭63	1,970,577	t	308,014	15.6	1,660,772	84.3	-	177,552	108,553	149,553	49,003	272,738	156,442	189,127	190,462	171,908	195,434	-	1,791	0.1	-	-	-	-	-	昭63
平元	2,056,366	t	314,097	15.3	1,738,846	84.6	-	198,970	120,660	168,652	44,750	274,540	164,585	192,490	196,792	180,010	197,397	-	3,423	0.1	-	-	-	-	-	平元
昭2	2,152,412	t	381,396	17.7	1,765,436	82.0	-	188,921	118,416	192,289	45,950	271,650	158,766	210,244	193,199	183,671	202,330	-	5,580	0.3	-	-	-	-	-	昭2
昭3	2,176,218	t	385,389	17.7	1,783,056	81.9	-	180,927	117,670	189,535	51,707	276,520	172,571	202,083	193,258	196,011	202,774	-	7,773	0.4	-	-	-	-	-	昭3
昭4	2,087,239	t	326,665	15.7	1,753,406	84.0	-	176,974	119,815	193,596	48,216	288,631	168,541	199,771	185,866	179,561	192,435	-	7,168	0.3	-	-	-	-	-	昭4
昭5	2,062,351	t	243,710	11.8	1,811,112	87.8	-	186,672	121,624	204,730	57,317	290,528	174,853	200,320	193,683	179,515	201,870	-	7,529	0.4	-	-	-	-	67,834	昭5
昭6	2,114,137	t	243,726	11.5	1,858,637	87.9	-	201,609	157,956	202,587	62,393	291,293	163,649	205,817	181,725	187,404	204,204	-	11,774	0.6	-	-	-	-	77,380	昭6
昭7	2,143,899	t	267,800	12.5	1,854,753	86.5	-	186,516	196,028	186,140	102,600	284,188	156,035	196,709	182,638	171,988	191,911	-	21,346	1.0	-	-	-	-	83,743	昭7
昭8	2,022,265	t	202,718	10.0	1,797,730	88.9	-	183,645	192,793	177,459	106,970	276,871	151,255	188,750	182,920	147,985	189,082	-	21,817	1.1	-	-	-	-	106,160	昭8
昭9	1,957,926	t	159,358	8.1	1,770,769	90.4	-	180,023	196,870	182,344	99,688	263,514	142,960	183,893	178,274	151,209	191,994	-	27,799	1.5	-	-	-	-	109,417	昭9
昭10	1,871,320	t	135,093	7.2	1,708,158	91.3	-	179,175	199,672	182,196	80,946	253,764	131,083	175,825	179,452	144,763	181,282	-	28,069	1.5	-	-	-	-	132,873	昭10
昭11	1,790,947	t	73,083	4.1	1,692,271	94.5	-	175,045	209,911	173,163	79,163	236,846	133,701	178,066	175,937	148,156	182,283	-	25,593	1.4	21,148	156,345	-	-	昭11	
昭12	1,795,118	t	57,055	3.2	1,711,743	95.4	-	166,693	205,165	170,916	88,836	225,717	132,727	142,618	178,535	160,028	177,751	62,757	26,320	1.4	22,872	156,174	-	-	昭12	
昭13	1,739,974	-	-	-	1,713,539	98.5	-	163,559	186,289	187,719	86,140	222,214	126,234	-	162,864	147,354	148,843	282,323	26,435	1.5	23,628	156,767	-	-	昭13	
昭14	1,663,752	-	-	-	1,636,511	98.4	-	149,350	180,087	176,911	85,341	207,751	146,616	-	158,188	132,898	159,372	239,997	27,241	1.6	23,709	148,738	-	-	昭14	
昭15	1,664,902	-	-	-	1,634,090	98.1	-	146,369	181,225	172,062	48,696	206,414	219,840	-	153,765	122,959	152,052	230,708	30,812	1.9	25,345	157,837	-	-	昭15	
昭16	1,637,554	-	-	-	1,606,441	98.1	-	147,165	185,596	171,144	46,206	198,112	222,852	-	143,044	114,646	156,491	221,185	31,113	1.9	27,231	160,312	-	-	昭16	
昭17	1,609,328	-	-	-	1,563,844	97.2	-	142,633	177,538	167,791	44,359	193,193	212,726	-	141,466	112,769	152,930	218,439	45,484	2.8	30,434	163,174	-	-	昭17	
昭18	1,598,967	-	-	-	1,552,975	97.1	-	142,846	175,252	175,941	35,899	184,507	225,372	-	140,709	110,464	145,702	216,283	45,992	2.9	33,557	162,325	-	-	昭18	

- (注) 1. 旧工場は、木津川焼却場(37年大正工場に併合、41年廃止)。大正工場は(バッチ式焼却工場、34年設置、46年廃止)東淀工場(37年寝屋川工場から改称、40年廃止)及びプレス処理場。
2. 資源化処理量については、大正破碎工場の金属回収量のほか、選別処理後の空き缶・空きびん回収量(平成4年10月から)、ペットボトル回収量(平成9年10月から)を含む。但し、南港ポータウンの空きびん回収量などについては、平成9年度から算入した。
3. 処理量には、告示産業廃棄物及び他都市ごみを含まない。

(3) し尿の処分状況

年度	総処理量	直 営		委 託		許 可		処 理 内							
		量	%	量	%	量	%	農 地 還 元	海 洋 投 入	下 水 道 流 注	消 化 槽 処 理	量	%	量	%
昭	?	?	%	?	%	?	%	?	%	?	%	?	%	?	%
30	954,375	20,760	2.0	933,615	97.8	-	-	332,609	34.9	-	-	563,349	59.0	-	-
40	1,048,941	125,614	12.0	923,326	88.0	-	-	34,234	3.3	-	-	873,593	83.3	141,114	13.4
50	178,571	178,574	100	-	-	-	-	869	0.5	-	-	39,771	22.3	137,934	77.2
55	49,238	49,238	100	-	-	-	-	67	0.1	-	-	2,925	6.0	46,246	93.9
60	18,996	18,996	100	-	-	-	-	6	0.1	-	-	-	-	18,990	99.9
61	14,748	14,748	100	-	-	-	-	4	0.1	-	-	-	-	14,744	100
62	12,133	12,133	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,133	100
63	8,755	835	9.5	7,920	90.5	-	-	-	-	-	-	-	-	8,755	100
平元	6,439	-	-	6,439	100	-	-	-	-	-	-	-	-	6,439	100
2	5,590	-	-	5,688	95.6	260	4.4	-	-	-	-	-	-	5,948	100
3	5,590	-	-	5,217	93.3	373	6.7	-	-	-	-	-	-	5,590	100
4	3,777	-	-	2,853	75.5	924	24.5	-	-	-	-	-	-	3,777	100
5	2,428	-	-	1,422	58.6	1,006	41.4	-	-	-	-	-	-	2,428	100
6	2,891	-	-	1,368	47.3	1,523	52.7	-	-	-	-	-	-	2,891	100
7	2,373	-	-	1,118	47.1	1,255	52.9	-	-	-	-	-	-	2,373	100
8	2,386	-	-	1,075	45.1	1,311	54.9	-	-	-	-	-	-	2,386	100
9	2,359	-	-	947	40.1	1,412	59.9	-	-	-	-	-	-	2,359	100
10	2,294	-	-	902	39.3	1,392	60.7	-	-	-	-	-	-	2,294	100
11	2,490	-	-	875	35.1	1,615	64.9	-	-	-	-	-	-	2,490	100
12	2,019	-	-	818	40.5	1,201	59.5	-	-	-	-	-	-	2,019	100
13	3,077	-	-	648	21.1	2,429	78.9	-	-	-	-	-	-	3,077	100
14	1,836	-	-	594	32.4	1,242	67.6	-	-	-	-	-	-	1,836	100
15	1,798	-	-	535	29.8	1,263	70.2	-	-	-	-	-	-	1,798	100
16	1,781	-	-	523	29.4	1,258	70.6	-	-	-	-	-	-	1,781	100
17	1,677	-	-	540	32.2	1,137	67.8	-	-	-	-	-	-	1,677	100
18	1,541	-	-	475	30.8	1,066	69.2	-	-	-	-	-	-	1,541	100

- (注) 1. 平成2年度からは、仮設便所分を許可事業者に転換している。
 2. 平成4年度からは、多量排出事業所分を許可事業者に転換している。

ごみ組成の推移

数字は重量百分比 (%)

区分		年度						平7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		昭40	45	50	55	60													
可燃物	厨 芥 類	14.5	11.8	12.1	13.2	11.5	台 所 ご み	7.5	7.4	7.4	6.4	6.2	5.5	5.4	4.5	4.3	4.6	4.7	4.7
	紙 類	39.6	28.6	36.8	37.1	28.8	紙 類	35.1	38.6	42.1	46.5	45.9	42.9	41.3	44.7	41.4	46.8	46.8	41.7
	織 維 ・ 木 竹 類	7.1	7.3	9.3	6.5	10.9	織 維 類	4.3	4.1	5.8	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	9.8	8.8	6.6	8.9
							木 草 類	6.9	8.3	6.0	5.9	6.2	7.1	9.4	10.0	9.1	8.1	8.0	9.5
	プ ラ ス チ ッ ク 類	3.3	12.2	11.0	15.2	14.3	プ ラ ス チ ッ ク 類	15.2	15.7	18.7	15.6	14.9	14.9	15.0	14.5	14.9	13.7	15.0	15.7
	わら・落葉・茶殻・皮・ゴム・燃料くず	4.9	3.4	2.6	2.8	1.9	雑 物	14.7	9.5	7.3	5.8	5.2	4.7	4.5	4.2	4.7	3.6	3.9	5.3
	可 燃 物 計	69.4	63.3	71.8	74.8	67.4	可 燃 物 計	83.7	83.6	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	86.7	84.2	85.6	85.0	85.8
不燃物	ガ ラ ス ・ 陶 器 ・ 石	15.5	19.3	12.0	12.3	14.8	ガ ラ ス	6.1	5.8	5.0	5.4	5.8	6.1	5.0	4.3	4.8	5.5	5.3	4.6
							石 ・ 陶 器	3.8	3.6	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	2.5	1.9	3.1	3.0	
	金 属	3.1	7.2	6.1	5.5	6.8	鉄	4.2	5.1	3.4	4.3	4.1	4.8	4.7	4.8	6.8	5.2	4.0	4.9
	貝殻・卵殻類・土砂・雑物	12.0	10.2	10.1	7.4	11.0	非鉄金属	2.2	1.9	1.7	1.7	1.8	2.2	1.4	1.7	1.7	1.8	2.6	1.7
	不 燃 物 計	30.6	36.7	28.2	25.5	32.6	不 燃 物 計	16.3	16.4	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	13.3	15.8	14.4	15.0	14.2

(注) ・昭和63年度よりごみ組成分析区分を変更

(注) ・昭和63年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

ごみの三成分および発熱量の変化

区 分	昭40	45	50	55	60	平7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
水 分 (%)	50.4	50.7	51.5	49.7	40.4	37.4	41.2	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	27.7	33.3	32.5
灰 分 (%)	18.7	20.8	15.6	15.5	21.5	19.7	17.7	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	18.1	16.3	16.4
可 燃 分 (%)	30.9	28.5	32.9	34.8	38.1	42.9	41.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	54.2	50.4	51.1
生ごみの低位発熱量 (kj/kg)	4,885	4,780	5,897	6,754	7,757	8,110	7,577	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	10,366	9,358	9,849
() カッコ内数字は kcal/kg	[1,163]	[1,138]	[1,404]	[1,608]	[1,847]	[1,931]	[1,804]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]	[2,468]	[2,228]	[2,345]

(注) 低位発熱量とは、水分を含む生ごみの発熱量をいう。

2 市立斎場火葬取扱状況の推移

年度別	南	北	小林	住吉	松原	平野	鶴見 (旧寝屋川)	佃	加美	瓜破	計
昭 24	件 7,006	件 5,338	件 1,755	件 1,222	件 350	件 493	件 980	件 1,184	件 -	件 -	件 18,328
30	6,770	6,144	1,695	1,247		356	827	1,447	154	-	18,640
40	-	6,297	1,788	-	-	-	1,304	1,142	-	8,444	18,975
50	-	6,449	1,510	-	-	-	1,473	1,033	-	8,341	18,806
55	-	6,761	2,232	-	-	-	1,184	1,303	-	8,256	19,736
60	-	7,473	2,706	-	-	-	1,314	1,224	-	8,904	21,621
61	-	7,020	2,614	-	-	-	1,268	1,220	-	9,017	21,139
62	-	6,598	2,809	-	-	-	1,364	1,367	-	9,142	21,280
63	-	7,246	2,666	-	-	-	1,455	1,388	-	9,350	22,105
平元	-	7,256	2,957	-	-	-	1,575	1,379	-	9,407	22,574
2	-	7,426	3,163	-	-	-	1,711	1,490	-	9,538	23,328
3	-	6,390	3,023	-	-	-	2,198	1,610	-	9,914	23,135
4	-	6,603	2,453	-	-	-	2,224	1,594	-	10,610	23,484
5	-	6,706	3,422	-	-	-	1,984	1,427	-	9,897	23,436
6	-	6,905	4,177	-	-	-	2,279	1,649	-	9,083	24,093
7	-	6,114	3,853	-	-	-	2,325	1,464	-	9,245	23,001
8	-	7,089	3,225	-	-	-	2,300	1,447	-	10,065	24,126
9	-	6,075	3,893	-	-	-	2,040	1,450	-	9,858	23,316
10	-	5,677	4,127	-	-	-	2,291	1,817	-	10,225	24,137
11	-	5,650	4,094	-	-	-	2,429	1,858	-	10,779	24,810
12	-	5,651	4,021	-	-	-	2,545	1,777	-	11,102	25,096
13	-	7,283	3,749	-	-	-	2,388	1,454	-	10,872	25,746
14	-	7,570	4,201	-	-	-	2,132	1,583	-	10,424	25,910
15	-	8,093	4,245	-	-	-	2,316	1,477	-	10,531	26,662
16	-	8,088	4,316	-	-	-	2,129	1,538	-	10,932	27,003
17	-	8,182	4,182	-	-	-	1,896	1,568	-	11,392	27,220
18	-	8,377	4,404	-	-	-	2,363	1,478	-	11,608	28,230

(注) ① 昭和 25.4 松原斎場廃止 ② 昭和 25.7 加美斎場建設、39. 12. 1 業務停止

③ 昭和 32.4 南、住吉、平野、瓜破(旧)斎場の供用廃止 ④ 昭和 32.4 瓜破(新)斎場供用開始

⑤ 平成 18.5 鶴見(新)斎場 一部稼働 ⑥ 平成 18.12 鶴見(新)斎場 全面稼働

3 平成18年度大都市一般廃棄物処理状況

(1) ごみ処理

(単位：t)

都市名	区分	総収集量	処分量			内訳			
			焼却	埋立	その他	上段(一般ごみ)	処分量		
						下段(環境ごみ)	焼却	埋立	その他
札幌		861,216	69.6%	11.3%	19.1%	851,181	591,736	96,292	163,149
			598,965	97,564	164,687	10,035	7,225	1,272	1,538
仙台		422,613	81.2%	0.8%	18.0%	421,992	—	—	—
			343,320	3,297	75,996	621	—	—	—
さいたま		484,142	75.3%	0%	24.7%	483,164	364,101	0	119,063
			364,688	0	119,454	978	587	0	391
千葉		400,980	80.1%	0.3%	19.6%	400,306	321,080	1,126	78,100
			321,274	1,167	78,539	674	194	41	439
東京		3,397,662	80.0%	1.9%	18.1%	3,333,618	2,716,894	25,096	614,215
			2,717,582	65,865	614,215	64,044	688	63,356	0
川崎		490,253	94.5%	0%	5.5%	489,553	462,433	0	27,122
			463,133	0	27,122	700	700	0	0
横浜		1,200,402	84.8%	1.2%	13.5%	1,193,075	1,011,718	14,144	162,097
			1,017,769	14,159	162,420	7,327	6,051	15	323
静岡		321,682	84.7%	0%	15.3%	319,605	272,353	0	49,252
			272,430	0	49,252	77	77	0	0
名古屋		814,516	75.7%	0.6%	23.7%	812,639	615,809	5,416	191,414
			616,298	5,456	192,762	1,877	489	40	1,348
京都		668,516	92.7%	3.0%	4.3%	667,846	619,308	19,924	28,614
			619,978	19,924	28,614	670	670	0	0
大阪		1,598,967	94.5%	0%	5.5%	1,575,966	1,489,702	0	86,264
			1,510,710	0	88,257	23,001	21,008	0	1,993
堺		334,267	93.5%	0.3%	6.2%	331,697	311,187	883	19,627
			312,377	1,047	20,843	2,570	1,190	164	1,216
神戸		743,027	92.4%	3.8%	3.8%	738,360	686,803	23,451	28,106
			686,803	28,118	28,106	4,667	0	4,667	0
広島		398,868	79.4%	7.3%	13.3%	396,736	315,138	28,378	53,220
			316,509	29,139	53,220	2,132	1,371	761	0
北九州		438,374	95.5%	1.8%	2.7%	433,749	414,316	7,496	11,937
			418,388	8,002	11,984	4,625	4,072	506	47
福岡		772,872	90.4%	4.5%	5.1%	765,587	693,494	33,835	38,258
			698,822	34,895	39,155	7,285	5,328	1,060	897

- (注) 1. 一般ごみとは、一般家庭及び事業所から排出されるごみ及び粗大ごみを指す。
 2. 産業廃棄物、汚泥、焼却灰、し尿しきは含まれない。
 3. 仙台市における一般ごみ、環境整備ごみ量については内訳集計せず。
 4. 横浜市については、収集量と処分量は別計量のため一致せず。

(2) し尿処理

(単位：kℓ)

区分 都市名	収 集 量	処 理 量				
		し 尿 処 理 施 設	下 水 処 理 施 設	海 洋 投 入	農 地 還 元	そ の 他
札 幌	19,658	—	19,658	—	—	—
仙 台	22,036	22,036	—	—	—	—
さ い た ま	21,273	21,273	—	—	—	—
千 葉	11,327	11,327	—	—	—	—
東 京	5,548	—	5,382	—	—	166
川 崎	8,760	—	8,760	—	—	—
横 浜	13,935	—	13,935	—	—	—
静 岡	13,521	13,521	—	—	—	—
名 古 屋	17,855	—	17,855	—	—	—
京 都	22,184	—	22,184	—	7	—
大 阪	1,541	—	1,541	—	—	—
堺	51,436	39,366	12,070	—	—	—
神 戸	5,192	—	5,192	—	—	—
広 島	37,673	37,673	—	—	—	—
北 九 州	30,007	—	30,007	—	—	—
福 岡	20,594	52	20,542	—	—	—

4 事業沿革

(1) ごみ処理事業

江戸時代

江戸時代の初め寛永14年(1637年)に不完全ではあるが、「川筋におけるごみの投棄取締令」が発せられ、はじめてごみ投棄の取締が行われた。その後12年を経た慶安2年(1649年)に「道路及び川筋の取締」の御触れが出され、ごみを道路や河川に投棄することを禁じ、これを犯した者には牢舎または過銭、あるいは町中の川筋を浚せつさせる等の厳罰を加え、ここに初めて加罰思想をもった完全な取締が行われた。その後御触れの口達、箇条の加減、字句の修正等がしばしば行われ取締を強化している。このような厳し過ぎると思われる取締の実施は、当時の事情から推して、衛生的な見地よりも、むしろ川筋の舟運の便と、道路の往来の便宜等を重点に考慮して出されたものとおもわれる。また、当時すでに近郊の百姓がごみを肥料として利用しており、肥料に適さないものおよび不要期(5月～9月頃)は町年寄(町役人)の世話で低地、窪地で埋立処分していた。さらに、元禄時代(1668～1710)には芥取船2隻をもって町中のごみ掃除を行っていたが、江戸時代の中期安永2年(1763年)になると、掃除は一手引請人によって行われ、掃除賃をとって窪地にごみを埋立てていた。

その後、江戸時代の後期に至っても繰返し取締が強化されたが、ごみ処理に対する思想は旧来のまま少しも変わることなく、取締も舟運、陸運等の交通の便宜上から不法投棄を禁止したに過ぎず、衛生的な思想に基づいた処理方法ならびに取締にまでは至らず、明治の初年まで続いた。

明治時代

ようやく明治4年になって、維新政府は取締番卒(町役人)の職務として橋梁の掃除を定めてごみの河川投棄を禁止し、翌5年に道路掃除、明治9年に塵芥捨場掃除等の法令を交付した。しかし、これらの法令はいずれも行政指導の指針的な役割を果たすに過ぎなかった。明治16年になって、大阪府溝渠浚渫規則、街路取締規則が発令され、これに基づいて取締の完全を期し、戸長役場(自治団体)の手によって収集処分を行い、やや統一的处理が行われるようになった。これは伝染病の流行によって実施されるようになったもので、初めてごみが衛生上の問題として採り上げられたものである。またこれが後年の汚物掃除法制定の遠因となったものと思われる。

明治22年市制施行に伴い、本市は市規則として初めて塵芥場規則、塵芥掃除規則、塵芥掃除入札請負規則を制定し、ごみの処理を各区長の委任事項として公入札による請負人によって公私の塵芥だめから収集運漕して処理を行わせ、ごみ処理事業の市営を開始した。明治27年日清戦争が勃発するとともに、またも伝染病が流行したので、政府は保健衛生上ごみの処理をますます重要視し、市町村に都市衛生の責任を負わせることが適当であるとして、明治33年7月に汚物掃除法(法律第31号)を制定した。本市はこの法律に基づいて、同年11月に汚物掃除規程を定めて掃除監督吏員ならびに掃除事務所(昭和7年清掃区事務所と改称)を設置し、従来の請負収集を直営化しごみの組織的な処理体系を確立した。しかし、河川運漕についてはまだ直営化するに至らず、ごみは市内河岸地に多数設けられたごみ溜場より船積して請負人の運漕に委ねられた。

当時の終末処分状況は、堆肥に30%提供し、残り70%は尻無川下流の塵芥滓場で海中投棄をしていた。このため築港区域内に汚物が漂流して衛生上放置できない状態になり、本市は市内の鼠島に試験的に焼却炉を築造してごみの焼却についての研究を進めた。これが本市におけるごみ焼却場の端緒となったのであるが、その後研究を重ねて明治36年、尻無川下流福崎町に焼却炉13炉を、次いで40年に市外の長柄に焼却炉10炉を築造して焼却処分の方途を進めた。これらは何れも自然通風式の炉で、ごみの全排出量の40%程度を焼却し得るにすぎなかった。しかしながら、従来から懸案であった河川運漕も36年以来これを請負から直営に移し、ここにごみ処理事業は全面的に直営事業として実施できる体制となった。

さらに河川運漕は、明治39年には石油発動機舟を利用して従来の手漕ぎによる運漕を改めたが、焼却については逐年のごみの増量に追いつかず、明治末期には従来の小規模施設だけでは処分が不可能な状況となった。

大正時代から昭和時代（終戦まで）

ごみの増量に伴う処分の窮状から大正初頭には新規の焼却場の建設が不可欠となり、大正5年木津川尻の南恩加島町に大量処理を目標として自然通風式18炉を築造し、木津川焼却場第1工場を建設した。なおこの建築により長柄焼却場および福崎焼却場は廃止した。

その後第一次世界大戦による産業経済の発展、大正14年の第二次市域拡張により市勢の発展、人口の増加趨勢は目ざましく、これに伴ってごみが増量したため、埋立処分地ひっ迫の危機にひんし、本市はいく度かごみ処理の行き詰りとなりかけたが、そのたびに焼却施設の増設と改良を繰り返してごみを減量することにより終末処分に対処した。

職制としては、これまでずっと衛生課の所管であったが、大正13年4月に保健部が生まれ、清掃事業は保健部保健課の清掃係と作業係において担当することになり、翌14年の市域拡張とともに今宮焼却場を本市に引き継ぎ、掃除事務所は従来の東・玉造・西・市岡・朝日橋・九条・南・難波・天王寺・曾根崎・北の11か所の他に、西淀川・東淀川・東成・住吉・西成の5か所を増設した。

次に、焼却施設の整備の後をたどると、大正7年には木津川焼却場の第2工場を増設して当時の処理日量350余トンの50%を焼却し、昭和4年に木津川焼却場第3、第4工場を、また寝屋川焼却場の第1、第2工場を新設して当時の処理日量約1,060トンの71%を焼却処分した。さらに昭和7年から9年にかけて行われた第3次拡張工事により木津川焼却場の第5、第6工場および寝屋川焼却場の第3、第4工場を増設して、当時の処理日量1,100～1,200トンの70%程度を焼却処分し得るようになり、また炉自体も従来の自然通風式から連房送風式または強圧過熱送風式に改良された。

一方、収集面においては、昭和9年から馬力車による収集を採用して肩引車と馬力車を併用する収集方法に改め、収集日数も昭和7年から実施した週五日目取りを夏期4か月間は3日目ないし4日目取りに短縮して改善をはかった。

昭和11年6月、大阪府では、大阪府汚物掃除法施行規則が公布され、これに伴い、大阪市は、昭和11年8月5日に大阪市汚物搬出及処分受託規程を公布し、1日平均10・以上排出家庭等のごみおよび市の指定収集回数以上の収集を希望するところについては有料受託収集を開始した。また収集作業の能率化とその美観を考慮して種々研究を行い、収集作業に自動車を使用し、以後シャッター付ダンプ装置を有する特殊自動車をも考慮した。ここに収集制度は自動車・馬力車・肩引車の三本建てとし、直接収集と中継収集の供用となった。このほか、昭和12年4月から雑芥と厨芥の分別収集を始め、南区芦池衛生組合管内の500戸を試験的に実施して厨芥の利用方法の研究を進め、ごみ容器の標準型を作成して同年7月に新案特許を申請し（昭和13年11月に登録許可された）、ごみ容器の整備強調運動を展開し、その普及勸奨に努めた。また昭和13年には、昭和9年以来実施してきた各戸収集の夏期4か月間の3日目ないし4日目取りを2か月間延長し、その他の期間を5日目取りとしたが、昭和15年には日中戦争の長期化により、資材、労力の不足が一層激しくなってきたので収集日数を年間を通じて4日目取りとした。

掃除事務所は大正14年に16か所となったが、昭和3年4月には13か所となり、さらに昭和7年4月から掃除事務所を清掃区事務所と改称し、従来の13区域を再編成して、玉江橋・瓦屋町・岩崎・淀川・中本・天下茶屋の6か所となった。ついで昭和12年4月からは、岩崎・中本の2清掃区事務所を除いて他の事務所を移設するとともに、さらに2か所を増設し、天満（北、東淀川区）・福島（此花、西淀川区）・船場（東、西区）・高津（南、天王寺）・岩崎（港、大正区）・今宮（浪速、西成区）・中本（東成、旭区）・住吉（住吉区）の8か所となった。ここに現在の清掃区事務所の体制の基礎は固まったとみることができる。

ところが昭和16年に至り、資材および労力の不足は太平洋戦争突入を前にますます窮迫の度を加え、本市の

ごみ処理事業は根本的に変更を余儀なくされた。そこで、戦時体制の一環として、ごみの減量運動（塵芥報国運動及び塵芥半減運動の提唱）を展開することとなり、従来各家庭に備え付けていたごみ容器を撤回させ、代わりに隣組に再生有価物・可燃物・不燃物用3種の協同容器を設置させ、再生有価物はくず物商に売却し、可燃物は最寄りの浴場業者に提供して補助燃料とし、本市は不燃物のみを収集することとした。その結果、20%以上の減量となったが、さらに塵芥の分別収集を本格的に実施した結果、全戸数の37%(267,000戸)収集日量77トンにまで達し、戦時化の養豚事業に提供するとともに、別所処理場を建設し、ごみの堆肥製造を行った。

昭和18年4月1日、行政区が全面的に分増され22区となったが、同時にし尿収集が全州市営化されたため、ごみとし尿の事務管理を強化する必要から行政区ごとに清掃区事務所を設置した。

昭和19年に入り、わが国の戦況は劣勢となり、本土空襲の激化によって国内情勢は険悪化し作業面においても人員、機材がひっ迫する中で、ついには各戸収集を全面的に中止せざるを得なくなり、本市はごみの処理を市民の自家処理に委ねることとなった。同年6月には、清掃区事務所も22か所から7か所に縮小し、市は専ら路傍や空地に不法投棄されたごみの処分のみを担当することとなった。そのため町会に対しては1戸当り60銭の助成金を交付した。昭和20年に入って、数年にわたる大空襲を受けて市内の大半が焼土と化し、作業人員と機材の窮乏もその極に達したが、家屋の減少によりごみ排出量も激減したため、ようやくわずかな人員と機材でもって細々と作業を継続しつつ終戦を迎えるに至った。

一方、ごみの運漕作業は、市内を縦横にめぐる河川と運河を利用して行われ、「水の都」大阪を象徴する効果的な作業形態としてごみの増量とともに逐次強化整備されてきたが、戦争による打撃はここにも現われ、昭和19年のごみ収集作業の中止に伴い本作業も中止された。なお、昭和10年8月には、河川浄化の一環として、うら盆の経木、供物類の放流を精霊船に受けて焚浄処分を行い、以後例年「精霊流し」の行事として行われるようになり、その後作業方法に若干の変更はあったが、戦後の現在に至っている。

昭和時代（戦後）

戦後直後の昭和20年9月に、これまでの保健局作業課から独立して作業部となり、管理課（業務係、厚生係）と作業課（清掃係、処理係）において、戦災で荒廃した事業の建て直しに対処することとなり、21年6月になってようやく収集作業の一部を再開した。市民によって排出されたごみは、町会単位に設けられたごみ集積所に集め、5日目ごとにトラックまたは肩引車で収集し、戦災跡や爆弾池等で埋立処分した。

清掃区事務所も、昭和20年4月以来、東部・西部・南部・北部の4か所に縮小したままであったが、戦災の復興が次第に進むにつれ、翌21年10月には、北・城北・淀川・中部・西・東・南・住吉の8清掃区事務所に増設した。

昭和22年4月には、人員、機材の可能な範囲で待望の全市各戸収集の再開にまでこぎつけ、世帯数の72%を実施した。同年7月に至り、これまでの作業部から清掃局に昇格し、庶務課（庶務・経理・施設・斎園・厚生）、清掃課（第1清掃・第2清掃）、処理課（処理・輸送）の3課9係で事業を担当することとなった。ここに清掃局の現職制の基礎は定まるとみることができる。同年9月には土木局から移管された道路清掃作業をも開始するとともに、翌23年には河川運漕作業も再開の運びとなった。

一方、戦時中操業中止と戦災のため荒廃するままに放置されていた焼却場も、昭和23年1月に寝屋川、同年3月に木津川の両焼却場の一部を復旧し、8月から焼却作業を再開した。また、同年9月に自動車事務所を、10月には土木局から水面清掃作業を引き継ぐとともに、有料収集をも再開する等次々と作業を復興拡大し、終戦後3カ年を経過してようやく戦前の作業形態に復旧することができた。

昭和24年4月には全市に各戸収集作業を3日目取りに短縮する一方、木津川焼却場の第4工場を復旧した。また、戦災跡のがれき、土砂の堆積は汚物の不法投棄の温床となり、さらにその他の路地や空地にもごみが堆積される有様であったので、この対策として同年9月から失対就労者を使役してごみの一掃に努めた。翌25年9月にはジェーン台風が来襲し、全市の21%が浸水被災して災害救助法が発令され、当局の施設にも相当な被害を

受けたので、施設の復旧に努めるかたわら一時平常作業を停止して災害救助活動に全力を傾注した。

その後都市の復旧が進むにつれ、ごみの排出量も増加してきたので、昭和26年に木津川焼却場第6工場および寝屋川焼却場第1工場を復旧させ、全焼却能力 250 t／日を備えることとなった。また、同年から収集作業に小型三輪車を導入し、肩引車から切り換え、収集作業の機械化を促進した。

昭和29年4月、明治以来清掃作業の根拠法であった従来の汚物清掃法が廃止され、新しく清掃法が制定公布された。本法においては清掃事業を明確に市町村の義務事業と規定し、特に汚物の衛生的処理が強調され、市民の間においても、生活の安定向上、衛生思想の普及に伴い生活環境の浄化が強く要望されるようになったので、本市では運搬自動車にごみ飛散防止用覆いを備え、9か所あった船積場のうち3か所を廃止した。31年4月には茨田町ほか5カ町村の市域編入が行われ（第3次本市拡張）、これら地区のごみ処理を既設清掃区の管轄下において作業を開始した。

一方、収集作業については、29年度から本格的に小型自動車を増車し、32年度から特殊架装車（パッカー）・有蓋自動車を採用するなど収集機材の改善整備をはかりつつ、肩引車収集から小型自動車による直接収集への転換を進め、市民の間に非難の強い非衛生的な中継作業および船積場の漸減に努めた。このことは、交通体系の変化に伴いごみの運搬の手段が明治以来続いてきた中継による水上輸送から直接自動車による陸上輸送に変質したことを意味する。

このようにして肩引車は、40年には手掃きの道路清掃用および直接自動車が入らない道路の狹隘地区の引出し収集用のみに使用されるようになったが、有蓋車収集の場合、ごみ容器から一度中継籠へごみを移し換えた上で自動車に積み込むのは非効率・非衛生的なので、次の段階として有蓋車を特殊架装車に転換する必要が生じ、40年度から積極的に収集車のパッカー化を実施し、44年度秋には全収集車のパッカー化を完了し、車付作業員も1台当たり3人から2人に減らし、収集作業の能率化を推し進めた。さらに狹隘地区対策として43年度末から軽自動車を試験的に導入し、翌年度から一部地域について本格的に作業を開始した。

また、ごみ容器についても、昭和37年10月からポリエチレン製または金属製の「標準ごみ容器」を定めてその普及勧奨に努め、41年度からは非衛生的・非効率なコンクリート製や大型木製のごみ箱一掃運動を全市に展開し、万国博開催（45年3月）までにほぼ目的を達成した。

この間、日本経済は戦後の低迷から急速に復興し驚異的な高度成長をとげることになるが、この経済の発展は公害という新たな社会問題を引き起こすことともなった。そこで、昭和42年に公害対策基本法が制定され公害問題に対する総合的な対処の根拠法が整備されたが、以後43年には大気汚染防止法、44年には大阪府公害防止条例、45年には水質汚濁防止法および海洋汚染防止法等続々と公害規制関係法令が制定された。

このような動きの中で、45年12月には従来の清掃法が廃止され、新たに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が制定公布されたが、この新法は旧法の清潔の保持を中心とした考え方を一層発展させ、廃棄物の適正な処理を図るための体系の整備を促進することを目的としたものである。

本法は廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分け、一般廃棄物の処理については市町村の義務事業であることを明定し、産業廃棄物については事業者責任に基づく処理を義務づけるという新たな廃棄物の処理体系を確立したが、本法の制定を契機として、産業廃棄物行政については公害規制という観点からその事務を環境保健局が分掌することとなった。

一方、清掃局においても、職制について昭和46年6月、従来の次長制を廃止して2部制（業務部、施設部）とし機構の充実を図るとともに、48年4月、局名を環境事業局に改称して、従来の清掃行政から公害防止、環境保全をめざす行政へと一歩大きく前進した。

このように、各戸収集作業について市民サービスの充実が図られる一方、昭和23年から再開された大掃除は、当初衛生思想の普及に大きな役割を担っていたが、その後の市民の生活水準の向上、衛生思想の普及に伴い大掃除の重要性はなくなりつつあったうえ、大掃除による交通障害、火災の危険性、処分地難に加え、大掃除時に粗大ごみが大量に排出されること等に鑑み、昭和45年に大掃除を廃止し、同年10月から粗大ごみ収集を実施

した。開始当時は、年1回で業者請負により実施していたが、その後市民の要求により49年度から年2回、さらに52年度から年4回実施した。機材も当初は普通の無蓋トラックに積み上げて収集していたのが、直営化（年2回実施時）とともに能率アップを図るため、粗大ごみを圧縮して自動的に積み込むプレスパック車を主力として実施している。

ところで、ごみの排出量は経済の復興発展と人口の増加により逐年増量する一方で埋立処分地の依存度が増すばかりであったが、反面、市民生活の向上と衛生道徳の普及向上、特に昭和30年から全国的に行われた「かとハエをなくする運動」によって、処分地の悪臭、害虫の発生、汚水等の公害が問題視されるようになり、地域の整備とともに埋立処分地の設定確保が困難となった。そこで衛生的な終末処分を行うため焼却処分体制の強化をはかる必要があるため、31年4月に寝屋川焼却場第1工場を修理整備し、休止中の同第2工場も年度内に復旧工事を完了し、全焼却能力 350 t／日となった。さらに33年6月からは、これらの施設は老朽であるにもかかわらず、2部作業の酷使を余儀なくされた（焼却能力560 t／日）。一方、埋立処分地の確保には東奔西走の限りを尽くし、長距離輸送をもかえりみず、近郊にまで処分地の設定に努めた。

しかしながら、終末処分の行詰りの解決は容易ではなく抜本的な対策が必要となり、34年8月には、木津川焼却場内に当時としては最新の工場（大正工場）を建設したが、さらに焼却施設緊急整備計画を策定し、これに基づき新しい施設の開発ならびに建設に努めた。その結果、38年2月にわが国最初の機械炉工場である住吉工場（後の住之江工場、焼却能力 450 t／24h）が完成した。本工場は、従来の人手にたよる焼却作業方式から完全に脱却し、工場内作業は全て機械化され公害対策も万全な新鋭施設であった。さらに40年6月に西淀工場（同 400 t／24h）が完全稼働し、次いで同年9月には城東工場（後の鶴見工場、同600 t／24h）が本格操業に入った。特に西淀工場は、スイスのフオン・ロール社の優秀な技術を導入したデ・ロール式焼却施設で、工場内作業の機械化、万全の公害対策とともに余熱利用で発電を行うという画期的施設であった。ここにごみ焼却は機械炉工場によるべきであるという風潮を全国主要都市に植え付けた。

城東工場の完成を機会に、大正から昭和初頭に建設された旧施設である大正旧工場および寝屋川工場は、ばい煙規制法（後の大気汚染防止法）の厳しい規制を受け、その適用除外期限の切れる40年8月末日をもって閉鎖した。

その後も本市は可燃性ごみの全量焼却達成を目標に焼却施設の増設に努め、翌41年10月には八尾工場（同 600 t／24h）が完成稼働した。本工場は、大阪市と八尾市との行政協定に基づいて市域内に工場用地の取得が困難な大阪市が八尾市から工場用地の無償譲渡を受けて建設したもので、本市が管理運営を行いつつ両市のごみを焼却するという新しい行政協力方式の一つのモデルを示したものであった。さらに44年2月、市の中心部に当時わが国最大規模の焼却能力をもつ森之宮工場（同900 t／24h）を完成させ、ここに本市の焼却能力は日量 2,730トンに達した。本工場はごみ焼却の際発生する余熱により蒸気を作り、近隣の下水処理場、公団住宅等へ供給する等余熱利用の一つの範となる画期的施設であった。本工場の完成により当初は市内の可燃性ごみを全量焼却できる予定であったが、ごみ排出量の急激な増量に加え、老朽化等により大正工場を廃止する必要があったので、さらに全量焼却達成を旨として工場建設を推進することとなり、46年5月には東住吉工場（後の平野工場、同600t／24h）、49年7月には東淀工場（同600 t／24h）を、また52年5月には港工場（同600 t／24h）、53年3月には南港工場（同600 t／24h）を続々と完成させ、さらに55年7月には大正工場（同600 t／24h）の建替えを完成させた。この大正工場の完成によって、本市長年の懸案であった可燃性ごみの全量焼却体制が確立されることとなった。

しかしながら、ごみの排出量はその後も増加を続けたため、将来とも安定した全量焼却体制を維持するには、老朽化した焼却工場を順次建替え、焼却能力の整備・向上を図っていくことが必要とされた。

一方、一応順調に進んだ工場建設に引き替え、埋立処分地の確保は薄氷を踏む思いであった。市周辺地域の宅地化等により処分地の適地は少なくなり、大阪市域外各地に埋立地を探し回らなければならない状況であった。そこで昭和41年から10年間南港造成地の一部を掘削した南港処分地を使用し、さらに44年からは4年間鶴見

緑地の一部を埋立地（鶴見処分地）として使用し、45年には西淀川区の海岸部分に処分地（矢倉処分地）を求め8年間使用した。しかし、ごみの増量により処分地は再三再四危機を迎えたので、46年の廃棄物処理法の施行を機会に事業系ごみや産業廃棄物の搬入禁止を行うとともに、内陸部には処分地の適地がなくなったため、46年に大阪湾の海上に大規模な処分地の造成工事に着手した。本処分地は海上にあるため、車両から船舶に積み替える基地が必要となり、此花区の石炭埠頭の一部を港湾局から借用して基地を建設することとなった。しかし基地の建設にあたり、ごみ運搬車の通過する此花区の住民等から基地建設反対運動が起こったため、搬入台数の制限、搬入経路の指定などの交通安全対策を条件に交渉の結果ようやく承認され、48年5月着工し同年12月から一部完成した処分地へのごみの積出場として使用された。さらに、昭和57年から、北地区に引き続く処分地として、南地区の造成を進め、最終処分場の確保に努めてきた。今のところ、この北港処分地が本市唯一の最終処分場であり、61年度末には北地区の埋立が完了したので、現在、南地区において埋立処分を行っている。

ところで、昭和36年ごろスウェーデンで開発された画期的なごみ収集システムであるごみ空気輸送は、その後ミュンヘンのオリンピック村等欧米諸外国で続々と採用され、本市においても市内住宅の中高層対策等として注目するに至った。しかし、欧米のごみと日本のごみとは相当ごみ質が異なるため、欧米の機器をそのまま日本に設置することは疑問視された。そこで本市は日本の都市ごみによる実用化実験をするため八尾工場敷地内に民間企業と協同で実験プラントを設け、47年10月から48年12月までの15か月にわたり各種実験を繰り返した結果、実用化への問題究明とその解決の見通しを得た。この実験の成果をふまえ、森之宮市街地第二住宅および南港ポートタウンにこのシステムの導入を計画し、森之宮地区については46年秋に着工、51年の5月から稼働し、さらに南港ポートタウンについても50年12月着工の結果、52年12月から一部操業を開始した。

以上のように、本市における清掃事業は、ごみ処理体制の基盤の整備というハードウェア面の施策が一応確立されるとこととなり、今後はごみのない清潔な町づくりというソフトウェア面の施策の充実を図る必要に迫られることとなる。

町の美化対策としては、公衆用街頭ごみ容器の整備を図るため容器について広く一般からデザインを募集したが、その特別入選作を昭和39年8月に東京オリンピック聖火コースおよび御堂筋の道路安全柵に取り付けたところこれが市民の好評を博し、40年11月毎日産業デザイン特別賞の受賞に輝いた。そこで、同じデザインによる街頭すいがら入れも作成し、41年度から大々的に設置に取りかかり、44年度末までに街頭ごみ容器10,000個、同すいがら入れ、3,000個の設置を完了した。

さらに、従来、環境事業局、土木局、公園局の3局で実施していた道路清掃について、54年4月に環境事業局で一元的に実施して体制の整理を図るとともに、同年9月には市の内部に環境美化推進会議を設置し、各局の施策の調整及び行政と市民との実践活動の一体化の施策について検討を進める等積極的な推進を図っている。

また、57年8月には、土木局と共同で道路・河川等における保全、美化運動功労者の表彰実施要領を制定、町の美化運動に功労のあった団体又は個人に対する表彰を実施することとし、同年11月第一回の表彰を行った。

さて、廃棄物処理法によって新たに排出事業者の処理責任が明定された産業廃棄物については有害物質を含むものも多く、不法投棄や無許可業者による処理等の不適正な処理が大きな社会問題として指摘されてきた。法制定当時、廃棄部に含まれる重金属等の有害物質による深刻な環境汚染が公害問題として大きく社会の注目を浴びていたこともあり、本市でも、産業廃棄物については有害物質の法的な規制を含め公害対策の観点からの対処が必要であるとし、公害規制を担当していた環境保健局環境部においてその業務を担当することになった。その後、昭和49年4月、同部に産業廃棄物指導課が設置され、産業廃棄物処理対策を推進する職制が整備された。

本市は、西日本における最大の商工業都市であり、市内から排出される産業廃棄物もまた膨大な量に及んでいる。従って、その適正な処理を推進し環境汚染を未然に防止することが必要とされたが、中小零細企業が多くまた市域が狭小な本市においては、排出者責任のもとにその処理処分を事業者の個別処理に委ねることは生

活環境の保全上支障があり、公共関与のあり方を含めた産業廃棄物の総合的な処理対策が求められることとなった。このため51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、市内から排出される廃棄物の適正な処理を総合的、長期的に推進していくこととした。

産業廃棄物の処理処分に関する公共関与については、46年2月に大阪府と共同で設立した(財)大阪産業廃棄物処理公社において産業廃棄物の中間処理事業（52年5月クリーン大阪センター操業等）等を実施するほか、廃棄物の最終処分場を広域的、長期的に確保するため国において進められていた広域最終処分場計画（フェニックス計画）に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センター（57年3月設立）事業に関係地方公共団体として出資する等産業廃棄物の適正処理にむけ鋭意推進している。

このように、当初公害対策の観点から出発した産業廃棄物行政は、公害規制面では規制基準の遵守や事業者の認識の向上等により一応の成果はみられたものの、処理処分の段階での受け皿の確保の問題をはじめ、一般廃棄物、産業廃棄物ともども一体となって解決を図らねばならない状況にせまられることになった。また、環境事業局と環境保健局の両局において廃棄物行政を分担することについて、その是非が市会で問題とされてきたこともあったので、58年6月、産業廃棄物指導課を環境事業局へ移管して廃棄物行政の一元化を実施し、廃棄物行政を総合的に推進していくための職制の整理を図った。さらに、産業廃棄物行政の体制の整備のみならず、家庭ごみ収集を中心とした一般廃棄物処理体制の充実を図る必要があったため、臨時職制として廃棄物業務特別対策室を設置し、総合事務所建設の推進並びにごみの定曜日収集の実施等によりきめのこまかい市民サービスをめざし取り組んでいくなかで、昭和58年12月には初めての総合事務所として東事務所を開設し以後、昭和60年4月東北事務所、昭和61年4月北事務所、昭和62年4月城北事務所が順次開設した。

また、昭和59年4月からは長年の懸念であった定曜日収集を全市一斉に実施することとし、あわせて粗大ごみの収集についても処理体制の整備・充実を図り年6回収集とし、さらに平成2年10月からはおおむね月1回の収集体制とした。

焼却工場については、昭和55年に達成した可燃性ごみの全量焼却体制を維持していくために、老朽化した焼却工場を建替え、焼却能力の向上を図る必要があり、昭和63年7月に住之江工場の建替えを完了した。さらに粗大ごみの減容化を図るため大正工場破碎施設を開設した。

平成時代

平成に入り、総合事務所は平成元年4月に新東南事務所、平成2年4月に新西北事務所、平成5年8月に新中央事務所本所、平成8年2月に新南事務所・同年12月に新西事務所が完成し、平成9年4月の西南事務所の整備をもって全事務所の総合事務所化を完了した。そこで職制上も局事務所と自動車事務所を統合し、新たな廃棄物行政における地域拠点の役割を担う環境事業センターとして発足した。一方、焼却工場は平成2年3月に鶴見工場、平成7年3月末に西淀工場と八尾工場の建替えが完了し、平成13年4月には新たに舞洲工場が竣工し、平成15年3月末には平野工場の建替えが完了した。平成17年12月に東淀工場の建替え工事に着手した。このように、廃棄物処理関係施設は順次充実してきているが、最終処分地の狭隘化、ごみ質の多様化による適正処理困難物の問題、不法投棄の社会問題化等廃棄物をめぐる問題はまだまだ山積している。

これらの諸問題に対応するべく、国は、約20年ぶりに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し（平成4年7月4日）これを受け、大阪市も平成5年4月2日新たに「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」・「同規則」を施行した。この中では、従来行政による処理対策重視の姿勢から、事業者、市民、行政の協力によるごみの減量・リサイクル及びまちの美化をも含めた、より広範囲な廃棄物対策を打ち出しており、これに基づいて各種の新事業も試みられている。

ごみ減量・リサイクルの推進については、施策・方針の審議の場として、平成3年度に、市民・事業者・行政による「大阪のごみを減らす懇話会」を組織したが、平成7年8月にはこれを発展させ、ごみ減量対策をはじめとして広くごみ問題全般を検討する「大阪市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。また、職制面でも、

ごみ減量やリサイクルの専門部門を設置し、施策推進の体制を整えた。

具体的な取組として、まず分別収集については、平成3年10月から南港ポータウンにおいて空き缶・空きびんのモデル回収事業を開始（平成17年3月廃止）、翌年10月からは資源ごみ（空き缶・空きびん・金属製の食生活用品）について、市内3区でのテスト実施を経て、平成5年11月に鶴見リサイクル選別センターを開設し、平成6年10月から全市で実施した。さらに「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、平成9年10月からは、資源ごみの収集対象品にペットボトルを加えたほか、平成19年4月からは金属製の生活用品についても収集対象品目に追加した。

容器包装プラスチックの分別収集については、平成13年10月から市内4区のテストを開始し、平成15年10月には11区に拡大、平成17年4月から全市で実施している。

また、局施設等における拠点回収方式での収集もあわせて実施している。平成3年10月に局事業所でのアルミ缶・紙パックの回収を開始して以降、順次受付場所を追加し、区役所・公共施設等で紙パックの拠点回収を開始するなど、市民の利便性向上を図っている。平成13年10月から乾電池・蛍光灯管等も受付品目に加える一方、拠点回収の意義が希薄となったアルミ缶については、平成17年3月で拠点回収を終了した。かわって、平成17年4月から、衣類のリユース促進のためのマニフェストウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収を開始し、同年6月から環境事業センター等での展示・提供を開始した。

このほか、平成3年11月から不用品情報誌「リサイクリングOSAKA」を発行、平成10年10月からはこれを電話やFAX（平成16年3月からはインターネットでも利用可能）による不用品リサイクル情報システムに切り替えて運営してきた。しかしながら、登録件数や成立件数が低水準で推移しており、システムの目的であるごみの「発生抑制」「再使用」の推進に寄与できていない状況や費用対効果も低いことを鑑みた結果、システムを存続させる意義が薄いことから、平成19年3月末をもって終息させた。

また、ごみ減量・リサイクル活動を推進するための啓発施設として、平成8年5月に「リサイクルプラザ赤川」、平成10年7月に「リサイクルプラザ塩草」を開設した。さらに平成15年10月に地域でごみの減量・リサイクルの実践活動を推進するリーダーとして、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」を創設した。資源集団回収団体に対する支援制度としては、平成3年度から回収用具の貸与を行ってきたが、平成11年度からは古紙再生品の需要拡大を図ることを目的として、古紙再生品の提供と事務用品等の購入費の補助を行う新たな支援制度を実施している。また、平成2年6月からごみ減量キャンペーンとしてさまざまな普及啓発キャンペーンも継続的に取り組んでいる。

また、排出事業者に対する指導では、大規模事業所から排出される事業系ごみ、特にOA機器の普及に伴う紙ごみの減量指導に取り組み、一定規模以上の建築物（特定建築物）の所有者に対し、ごみの発生抑制と再利用・資源化を義務づけ、減量化を図っている。

産業廃棄物については、わが国の経済社会活動の拡大等に伴い、大都市圏を中心に膨大な量の産業廃棄物が排出されるようになり、また、その質も多様化してきたことから、昭和45年に「廃棄物処理法」が制定され、排出事業者責任において処理することを原則として、その適正な処理を確保するための規定が定められた。

その後、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応して数度の法改正が行われており、大きな改正としては、平成3年に特別管理廃棄物の創設や委託した特別管理産業廃棄物の処理の状況を把握する「マニフェスト制度」及び産業廃棄物処理業者に対する許可期限の設定、廃棄物処理施設の設置許可等の制度が導入され、処理に際しての委託契約書の締結義務や不適正処理事例に対する罰則の強化が図られた。

平成9年には、廃棄物処理施設の設置に際して生活環境影響調査の実施、焼却施設からのダイオキシン類の排出規制及びマニフェスト制度をすべての産業廃棄物の処理に適用する等のが定められ、平成12年には、産業廃棄物の多量排出事業者に対する処理計画の作成・実施状況の報告義務、マニフェストによる最終処分までの確認義務等が定められている。

また、廃棄物のリサイクル等を推進するため、「廃棄物処理法」のほか個別法として「自動車リサイクル法」

等も定められている。

大阪市では、市内で発生する産業廃棄物について、平成15年3月に「減量化の推進」「適正処理の確保」「市民・事業者・行政の連携・協働」を基本方針とする「(第4次)産業廃棄物処理計画」を定めており、「廃棄物処理法」等の規定及びこの処理計画に基づいて産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等の取組を進めている。

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正し、産業廃棄物の不適正処理対策の強化として、自家産業廃棄物の保管の届出や土地所有者の責務を規定し、産業廃棄物処理施設等に係る手続き等を定めて平成16年10月から施行した。

一方、関西新空港が開港し、本格的な国際集客都市を目指す本市では、まちの美化対策も、その重要性が高まってきている。平成2年4月に「国際花と緑の博覧会」が開催されたが、これに先駆け、街頭ごみ容器のデザインを街頭の景観によりマッチしたものに一新しながら、設置場所についても、より効果的な配置を再検討し、平成2年3月にターミナル周辺や主要な交差点、バス停留所付近を中心に街頭ごみ容器4,000個、同すいが入れ700個を設置した。その後、平成8年2月には街頭ごみ容器1,000個、同すいが入れ300個の増設も行っている。また、市民協力の得がたい場所などの散乱ごみの処理や、市民からの要望に速やかに対応するため、平成元年10月に「美化機動隊」を発足させた。(当初10隊、平成6年10月に22隊に増設。)

平成5年度からは条例に基づく「ノーポイモデルゾーン(清潔保持推進区域)」を指定し、(社)大阪市シルバー人材センターの登録会員で構成するノーポイリーダーズによる同ゾーン内の巡回啓発を実施するとともに、マスメディアも利用したポイ捨て防止キャンペーンを展開してきた。その後、ノーポイリーダーズによる巡回啓発は一定の成果を得たため平成12年3月末に収束した。また、大阪市廃棄物減量等推進審議会による「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方」についての答申(平成11年6月)を踏まえ、市民、事業者、行政とのパートナーシップに基づく、より効果的な美化啓発施策として、本市と覚書を交わした市民や事業者がノーポイモデルゾーン内の定期的な清掃や美化啓発を実施する「まち美化パートナー制度」を平成12年10月から実施し、平成16年10月には全市域に拡大した。

平成7年11月には、国際都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりをめざして、「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」(いわゆる「ポイ捨て防止条例」)を制定した。その趣旨を踏まえ、清掃ボランティアの活性化と美化啓発に努めるとともに、市民・事業者・行政が協力して市内各所を清掃するイベント「大阪市民一斉清掃」を平成10年度より実施している。さらに、各種イベント等に参加し、まちの美化推進の啓発に努めている。

また、本市が進める「ひとにやさしいまちづくり」の基本理念に基づき、平成8年4月から、一人暮らしのおとしよりや障害のある方の申し出により、当局職員が申し出者のご家庭まで伺い、ごみを収集するといった新しいサービスを開始した。

また、平成17年2月から子どもからおとしよりまで、「誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくり」の実現のため、ごみの収集等作業が日常的に、市内全域で行われるという環境事業局事業の特性を活かし、事件などの早期発見に努めるとともに、犯罪を未然に防止すること(犯罪の抑止)を目的として、ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロール(巡視)を実施している。

粗大ごみの収集については、これまで収集日を事前に周知し、年12回(おおむね月1回)の収集を行ってきたが、粗大ごみの適正排出の促進やまちの美観保持の観点から、平成9年10月より「粗大ごみ」の定義の明確化を行うとともに、市内の一部(3行政区)で申告制による粗大ごみのテスト収集を実施してきた。

このテスト地域の実績を踏まえて、平成11年10月から新たに9行政区を加えた12行政区で申告制による粗大ごみ収集を行い、平成12年10月には全市域に拡大した。

一方、収集作業車両については、市域の環境保全の観点から平成7年度より低NO_x車の導入を図ってきたが、さらに窒素酸化物対策を一層推進し、自動車公害対策を総合的に推進するために改定された「大阪市自動車公害防止計画」に基づき、低公害車の積極的な普及を図ることとなった。

当局は、平成8年度より天然ガス自動車とLPG自動車各5台を実作業テストに導入し、実用面での性能比較を行ってきたが、天然ガス車の実用性が高いところから、平成10年度から天然ガスごみ収集車を本格導入することとし、平成17年度までに269台を導入した。

また、車両の導入と併せて、天然ガス充填所の整備を順次進め、平成11年度末で2カ所の整備が完了した。

ダイオキシン類問題は、平成9年大阪府豊能郡美化センターから高濃度のダイオキシン類が検出されたことを契機に大きな社会問題となった。

本市におけるダイオキシン類対策については、平成2年度に厚生省（当時）より通知された旧ガイドライン並びに平成9年の新ガイドラインに基づき、完全燃焼の徹底等を図るために設備改造を行ってきた。平成9年8月の大気汚染防止法令施行及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正、平成12年1月のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、排ガス等のダイオキシン類の排出基準値が定められたため、対策が必要であった既設6工場（森之宮、港、南港、大正、住之江、鶴見）において、年次計画的に設備改造等のダイオキシン類削減対策工事を平成11年7月より実施し、平成14年7月末をもって完成した。

平成13年6月に市域内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期適正処理を行うため、「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」を策定し、計画の実施に際しては、国が関与する日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）の行う事業に協力していくこととした。

また、市民・事業者・行政の信頼関係に立脚した事業推進を図るため、学識経験者及び市民委員で構成する「大阪市PCB廃棄物処理事業監視委員会」を設置し、本委員会を通じて情報公開に努めるとともに、事業の監視を行うこととした。

平成17年3月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」に基づく「大阪市PCB廃棄物 処理改計画」を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ることとしている。

（２）し尿処理事業

江戸時代

し尿が農耕用肥料に使用された期間は非常に長く、江戸時代は専ら肥料として用いられていた。当時の本市のし尿くみ取りは、摂津各村の農民が任意に大阪三郷（北組、南組、天満組…市の区分）の住民と契約してくみ取っていた。その後明歴、万治の頃になって、急掃除（応急汲取）のため急掃除人（し尿仲買人）ができた。元禄の中頃に、彼らは河内農民とともに訴訟を起こし、その結果正式に河内農民にも大阪三郷のし尿くみ取りが許され、以来農民と急掃除人の手によってくみ取り処理されたが、くみ取り先の争奪や値段の決定等について依然として紛争が絶えず、町奉行所によって解決されていた。

以上のように、江戸時代のし尿くみ取りは農民が中心になって行い肥料として利用されたため、住民とくみ取り人との間に代償関係が存在し、当初くみ取り人はそれに相応する農産物を盆と暮に提供していたが、その後各戸の大便は家主の所得としてくみ取り人から毎年1戸当たり一定の代価を徴収し、小便は各戸居住者の所得として居住者とくみ取り人の相互契約で銭または農産物と交換するようになり、この状態は明治時代まで続いた。

明治時代

明治時代に入ると、江戸時代の拘束的な旧慣を改めるため明治2年に布告が発せられ、全く自由契約でくみ取り、処分できることになった。しかし、当時し尿は有価物として農産物と交換され、依然し尿に対する衛生的観念はなかった。その後、欧米文化の摂取に伴う社会の進展につれ幾分衛生的に取り扱われる傾向がみえ、さらに明治7年の伝染病の流行によってし尿の衛生的処理の関心が急激に高まり、明治11年1月に至って尿尿汲取運搬概則が制定された。ついで明治13年には、この概則を廃止し新たに尿尿取締規則が制定された。さらに、明治20年に尿尿汲取運搬規則が制定され、し尿のくみ取り方法および取扱時間等にまで細部にわたり具体的な

衛生上の取締制限が明示されたのであるが、し尿が依然として有価物視されたことには変わりはない。

明治22年に市制が施行され、創設早々の市会に築港の開設および水道施設の財源として全市のし尿処分の権利譲渡を受けてし尿処理の市営化を図る建議案が提出され、種々討議がなされたが、当時尚早として不成立となり、し尿処理直営化の問題は見送られた。その後、国内の衛生思想が普及向上し、明治33年3月に汚物掃除法の制定をみ、本市は義務事業として汚物の処理を行わなければならなくなったが、し尿はごみ等の一般汚物と異なり有価物として取り扱われてきたという歴史的経過から同法には市の義務から除外する特例規定が設けられていたので、本市は従来どおり民間くみ取りに一任することとした。

しかし、処理の任意性は日を経るに従ってくみ取りの不正確によるし尿の停滞、伝染病患者のし尿の不適切処理等保健衛生上、社会風紀上の弊害をもたらすに至り、明治39年3月には市民有志が連名して本市に直営化要望の建議案を提出したので、本市は市営実施の計画を立て、その準備手段として明治42年に内務大臣に汚物掃除施行規則による自由処分規定の改正を申請した。その結果、翌43年4月同規則第22条に「土地ノ状況ニヨリテ地方長官ニ於テ必要ト認メタ場合ニハ市ヲシテ処分セシムヘシ」のただし書が加えられたので、ようやく市営実施の途が開かれた。そこで、明治45年にし尿市営処分案を市会に提出して可決され、具体的な実施方法・価格等の問題について大阪府農業会、府下各農会方面と折衝を続け、大正元年12月一応の成約をみたのであるが、利害関係の深い一部農民による府・市・内務省に対する市営阻止の陳情に遭遇したので、市は早期実現を期して府知事および内務大臣に市営許可を申請し、やっとならぬ大正2年3月に許可を得た。しかし一方市会において、し尿処理市営化は時期尚早であるという有志議員の意見提出により委員会附託となり、種々討議の結果、大正2年4月からの実施が同年12月まで延期されることになり、さらに同年12月の市会で再度無期延期となり、折角の内務省の認可も実現をみなかった。

大正時代

その後、第一次対戦の勃発の余波を受けた産業経済の著しい発展に伴い、農村人口の都市集中、市内耕地面積の減少、さらに科学肥料の普及等によってし尿の価格は相対的に下落しはじめ、くみ取りが停滞して市内では有価物的性格をほとんど喪失するまでに至った。たまたま大正6年の秋に府下北摂地方一帯が大水害をこうむったのでし尿のくみ取りが不可能となり、それでなくとも不十分であったくみ取りは大停滞をきたしたため本市は衛生上みまごすことができず、非常手段として同年11月よりくみ取り業者と特別契約を結び、市民の申込によって応急くみ取りを無料で実施した。この応急くみ取りは12月中旬目的を達成したが、し尿需要の減退によりくみ取りの停滞が再びはなはだしくなり、従来一定の代価を支払ってくみ取っていた農民や業者が反対に料金を請求するようになり、支払わない民家はくみ取らず、くみ取りの停滞は増加するばかりであったので、市民は再び市営即時断行を要望し、本市は世論を背景にし尿処分市営調査委員会を設置してくみ取りおよび終末処理の根本的解決を図るべく研究を行ったが、しばらく民営に委ねることとした。その後大正7年の秋に至り、農繁期のため農民くみ取りがたまたま停滞したので、市は農業会と交渉を続けたが妥結せず、大正9年9月にし尿処分市営調査委員会を開催して協議し、停滞に悩む市民の要求によって有料くみ取りを行い、そのし尿は市が適宜処分することとし、同年12月の市会において可決を得たので、翌10年6月から市民の申込によって応急有料くみ取りを開始した。当初くみ取り料金は一荷20銭であったが、同年12月より一荷10銭に改正したところ、停滞に苦しむ市民は喜んでこの制度を利用し、業績は一時著しい増加を示した。

その後、市営応急くみ取りは増加の傾向をたどったが、大正14年を頂点に次第に減少傾向を示した。また、大正11年に兵庫県津名郡仮屋（淡路島）にし尿を原料とする硫酸アンモニア工場を建設して1日180kℓのし尿処理を行ったが、市販の硫酸アンモニアの豊富な供給により採算が取れず、試験操業をおこなったのみで15年に閉鎖した。

昭和時代（終戦まで）

以上のように、し尿の有価物時代は大正14年頃をピークにして以後わずかな期間無償となったが再び有償時代になった。これは各戸がくみ取り人にくみ取りをさせる場合であって、需要地の農村は搬入すればなお相当な値に売却することができたからである。しかし、昭和3年頃を契機としてし尿の売買は低落の徴候を示したが、経済界の不況を反映してくみ取りは一応安定した状態にあった。

ところで、政府は保健衛生行政を前進させるため、昭和5年5月に汚物掃除法を改正し、し尿処理事業を原則として市の義務とし、その裏付けとして市の手数料および使用料の徴収権を認め、さらに掃除監視吏員の設置を強制した。しかし、地方長官が特別の事由を認めた場合には、掃除義務者に処分義務を課するように例外規定が設けられた。本法改正に伴い、本市はし尿処理義務の問題について慎重に協議を重ねた結果、即時市営の断行はくみ取り業界の混乱を招き、補償問題、失業問題等数多くの困難な政治問題を惹起する恐れがあるとし、しかも全市完全実施には多額の市費を要するので市営化は延期を要するとし、昭和5年11月に市営処理除外を府知事に申請し、許可を受けて当分の間従来どおり掃除義務者に処分を委ねることとした。

その後、し尿くみ取り業者は年毎に増加し競争的に作業を行ったので停滞がなくなり、むしろ市営応急くみ取りの規模を縮小するくらいであったが、農村需要が減退の一途をたどり、販路の拡大が必要となり、一部業者は昭和6年に約10台の自動車を購入して遠距離輸送を実施したが、くみ取り日量1,170・を完全に消化できず、河川、農耕荒地、住宅予定地、池等への不法投棄が増加した。本市はこれに対処して輸送と終末処分の根本的是正を図り、あわせて農村経費の軽減を図るため、府市共同作業として昭和12年9月から終末処分受託事業を開始し、有料で本市がくみ取り業者の委託を受けてし尿を直接処分することとした。この受託事業の開始は、従来から自動車で農村輸送を行っていた業者に衝撃を与え、業者は本市に対し既得権の尊重について再三善処方を要望したので、双方交渉の結果業者所有自動車19台を統合して「大阪し尿自動車処理会」を設置し、本市は当処理会と輸送契約を結びくみ取りし尿の農村輸送を担当させた。これが興農運送株式会社の前身である。

間もなく日中戦争が勃発し食糧増産が叫ばれるようになると、化学肥料の生産不足がからんで、これまで消化難であったし尿は貴重な肥料として農村から増配が強く要望されるようになった。そして、労力と資材不足から作業の合理化と多数にのぼる業者の指導監督を強化するため、昭和15年12月に府令をもって尿尿汲取営業取締規則が制定され、従来ばらばらであった各業者は各警察管区ごとに組合を結成して統一作業体を組織し、全市31組合に及んだ。さらに、翌16年5月に統制連合体として大阪府清掃業組合連合会が発足し、府令公布とともに従来の「大阪し尿自動車処理会」も発展的に解消して新たに興農運送株式会社と改称し、ここにし尿処理の基盤が確立されるに至ったのである。

ところが、戦争の長期化に伴いし尿処理事業は制約を受け、昭和16年には再びくみ取り停滞と不法投棄の問題が市内各所に生ずるようになったので、本市はし尿くみ取りの市営断行を決定し、昭和18年2月に大阪市尿尿汲取手数料条例を制定し、翌3月に市営実施区域と実施時期について府告示があり、同年4月から大阪市の義務事業として請負制によりくみ取りと処分を開始した。当時の市営化区域は、比較的農地に近い周辺部を除き都市部の30%に及んだ。

その後、太平洋戦争の激化に伴い、労力および機材の不足は極限に達したので、やむを得ず昭和19年当初からし尿の一部を下水管に放流処分する非常措置をとって何とか処理の円滑を期した。このため操業のできない自動車が多くなり請負業者の欠損が多額にのぼったので、本市はこれに対して1車に1か月750円の補償金を支払った。

昭和時代（終戦後）

終戦直後の国内情勢の窮迫により、し尿の自動車輸送開発の見通しがつかなかったので、自動車輸送の民間委譲を決定し、昭和21年2月から市営を一時中止して、興農運送株式会社に自由に運送を行わせることとした。また、農村は肥料入手難のためにし尿の公平配給を強く要望したので、し尿の配給統制を行うため府市関係者、

業界代表、農民代表からなる「大阪し尿処理対策協議会」を21年4月に配置し、その法則措置として6月に「大阪府屎尿農地配給統制規則」が公布されたのに伴い「大阪府し尿農地配給協会」に改組し、し尿の市郡別割当、輸送伝票および鑑札の発行、輸送価格の決定をしたが、予期した効果を収め得なかった。

一方、し尿が農村において高価に引き取られるにもかかわらず、市が有料収集（人頭1円）を行うのは不当であるという市民の世論が高まり、本市は22年6月から市営区域収集を無料とした。しかし、市営区域外収集は有料制であるため、両者間に不均衡が生じたので全市域を市営化する必要があり、同年7月から全市市営の無料収集制を実施することになった。

その後、地方自治法の施行に伴い、大阪府屎尿農地配給統制規則は23年6月大阪府配給条例に改められ、大阪府屎尿農地配給協議会会則も大阪府協議会規定と改められた。当時のし尿収集は、本市と清掃業組合間に請負契約を締結し、その補償として人頭55銭程度の交付金を支給して順調な収集が行われ、配給面は協議会が中心機関として自動車等によって処分された。

昭和24年に入ると農村に化学肥料が普及して肥料事業が好転し、これに加えて農産物の価格が下落したためし尿の農村需要が減少し、次第にその販路が狭小となった。本市はこれに対処すべく、従来から実施してきた下水投入処分の強化を図るため下水流注場4か所の建設計画を進め、24年5月にまず西浜流注場を開設し、翌25年度には天満・小田町・新家の3流注場を開設した。さらに、終末処分対策として各家庭のくみ取り式便所を水洗式に改める計画を立て、完全下水処理区域をくみ取り便所制限区域に指定し、以後新築家屋の便所は全て水洗式とすることとし、その助長対策として、公道部分の連結管工事費を市負担として積極的な宣伝と啓発を行い相当な効果をあげたが、26年4月から土木部の事務として移管した。

戦災の復興、人口の都市集中により、し尿排出量の激増と農村還元の減少はし尿の処理経費を増大させ、本市の財政事情を圧迫し一般財源で賄いきれなくなったので、やむを得ず昭和27年1月から従量制による手数料を徴収することとなった。その徴収方法は、1たる（270）10円の処理券を発売し、これによって徴収することとし、義務外である官公署等の取扱については従来どおり見込みに応じて所定の手数料を徴収した。しかし、この従量制は実施上種々の欠陥が見出されたので、29年11月から人頭定額制およびこれにより難しいものについては従量制を併用する徴収制度改正した。また、先に農村還元の手当を期して設置した「大阪市し尿農地配給協議会」も期待通りの成果を収め得ず、し尿の配給規制の必要もなくなったので27年7月に廃止された。一方、処分面においては、し尿の排出量の激増、農村需要の減少に伴い下水流注も能力の限界に達したので、窮状を打開するため27年7月から海洋投入処分を開始し、し尿の終末処分を農村還元・下水流注・海洋投入の3本建てとした。

昭和30年4月、近郊6か町村が編入されたが、これら町村のし尿収集制度の特殊性を考慮して、茨田町・長吉村・瓜破村の民家および官公署等の一部を直営収集とし、他の加美村・巽町・矢田村の大部分は業者収集とした。またこの頃、し尿を電気によって殺卵殺菌し、衛生的化学的処理を行うため、31年2月に電気処理テストプラントを設置し、関西電力、京都大学、衛生研究所および衛生局（当時）等と共同研究を行ったが、所期の目的を達せないまま33年3月に研究を終了した。

昭和31年11月には厚生省（当時）がし尿処理要綱を発し、東京湾、大阪湾内のし尿の海洋投入を34年度中に禁止する方針を打出したので、本市はこの対策として阪神都市協議会でこの問題を採り上げ遠洋投棄を計画している検討したが、種々の情勢で遠洋投棄計画は中止のやむなきに至った。これと並行して、し尿消化槽の研究開発を市立衛生研究所に委嘱して研究を重ね、さらに京都大学の協力を得て具体化する予定であったが、いずれも諸般の事情からこの計画を変更し、し尿の処理は専ら水洗処理によるべきこととし、土木局（当時）において下水道終末処理場の増設に本格的に取り組むことになった。

また、収集作業を衛生的、能率的にするため、直営地区では31年度から、請負地区では33年度からバキューム車の導入を進め、従来の肥桶でくみ取ったし尿をタンク車に移し換える作業方式からバキューム車によりホースで直接吸い込む作業方式に改善することに努めたが、その後数年で全市域の吸込化を完了した。

土木局（当時）における下水処理施設整備計画の進捗に伴い35年5月に中浜東処理場が通水し、翌年8月に同処理場内に消化槽を設置した流注場を完成使用するに至り海洋投入を陸上処理に切り換え、37年3月限りで海洋投入を廃止した。この結果、本市の終末処分は一部農村還元を除きほとんどを下水流注に依存することとなり、衛生処理率は90%を超えた。その後、市域周辺部の市街化に伴いし尿の農村需要は年々減少したが、都心部に位置する流注場の郊外移転が付近住民から要望され、本市は海老江（42年9月）、住吉（43年8月）の両消化槽を建設し、その本格稼働とともに懸案の小田町流注場を44年2月をもって閉鎖した。

一方、し尿の収集輸送作業はほとんど請負業者により実施しており、30年度までは直営収集量はわずかに2%に過ぎなかったが、昭和30年頃から請負地区で労働問題が発生し、くみ取りスト等が行われて市民に多くの迷惑がかかるようになり、そのため直営化の要請が高まってきた。そこで、34年7月に輸送請負団体である大阪府運輸農業協同組合連合会、同年10月に興農運送株式会社との契約を解除するとともに、収集作業についても、33年4月に南区全域を、35年10月に西区の一部をそれぞれ本市に引継ぎ、37年10月には市の中心区7業者との請負契約を解除するなど、中心部の水洗処理区域から漸次直営くみ取り地区を拡大してきた。その後も40年4月に港区を直営化し、43年4月に4業者、44年4月に5業者、45年4月に3業者、46年4月に1業者、47年2月に2業者、48年4月に1業者、49年4月に1業者とそれぞれ本市に引継ぎ、50年4月の2業者の引継ぎにより収集業者29、輸送業者2の直営化はすべて完了した。

その後、本市における下水道の普及はめざましく、建設省（当時）の下水道整備5か年計画に基く本市の下水道整備計画の推進により、市域のほぼ100%近くが下水道処理可能地域となるに至った。し尿の収集量も、これに伴い、36年度をピークに減少する一方で、そのためし尿処理手数料は財源として期待できなくなり、また手数料徴収事務の非効率化および市民からの要望もあり、48年1月をもってし尿処理手数料を廃止した。

なお、昭和63年5月からし尿収集輸送業者を（財）大阪市環境事業協会に委託した。

平成時代

本市では、下水道の整備、水洗便所の普及により、し尿くみ取りの対象家屋は、毎年減少の一途をたどり、平成16年4月現在では中央区をはじめとする13区が水洗化100%となり、残存くみ取り戸数は市内全戸数の0.01%（169戸）となっている。

なお、し尿の収集輸送業務については、昭和63年5月に（財）大阪市環境事業協会に委託し、その後平成5年4月から民間業者に委託している。

（3）胞衣汚物処理事業

明治時代

胞衣汚物の処理は、古来各地方によって種々異った習慣で処理されてきた、本市の周辺地区における習慣は自宅の邸内に埋没して処理するものであったが、明治19年7月に至って邸内に埋没することが禁止され、墓地または人家から隔絶したところで焼却または埋没しなければならなくなった。このため胞衣汚物取扱を業とする者が現れ、ここに胞衣汚物取扱営業の端緒をみた。

翌20年には大阪産婆会が結成され、産清社を設立し、産婆を通じて胞衣汚物の取扱業を開始したが、当時この利用者が少なかったので間もなく廃業せざるを得なかった。その後、2、3の取扱業者も生まれたが、いずれも不成功に終わっている。

しかし、明治33年9月に至って大阪府令「胞衣汚物取締規則」が公布されて、この事業には府の許可が必要となった。この府令公布と同時に、大阪胞衣取扱所と永続合資会社が許可を受けて市内およびその周辺地区の胞衣産汚物の取扱いを開始し、北野衛生組合が組合の事業として北区一円の取扱いを実施した。ところが、これらの営業者の施設および取扱方法は極めて非衛生であり、そのうえ法外な料金を徴し、その弊害がますます大きくなってきた。

本市はこの対策として胞衣汚物取扱事業の市営化を計画し、明治42年2月に大阪胞衣取扱所と永続合資会社の営業権、機器等の一切を買収し、同年11月に北野衛生組合の胞衣取扱を廃止させ、全市の胞衣汚物の取扱いを直営事業とした。しかし、当時の事情として市域周辺部の東成・西成両郡の業務実施が困難であったので、両郡に属する営業権を私人に移譲し私営に移したのである。

市営開始当時、西区阿波座1丁目に事務所を設置して全市12区に分け、肩引車によって収集して埋設場〔東成区天王寺村字天王寺経立（3,482㎡）〕に埋設し、あるいは西区福崎町の焼却場を仮の焼却消毒場として焼却処分を行った。胞衣汚物の取扱いは、特等・上等・中等・下等の4等級にわけられ、中等以上はそれぞれ埋設場所を区別して標木を建て、特等は、10年間、上等5年間、中等は2年間これを保存し、保存期間経過後は埋設場内の胞衣塚に合祀して毎年1回大祭を執行したが、下等は合わせて埋納するだけで特別の保存を行わなかった。また、汚水は天王寺および長柄葬儀所墓地内に設けた埋設坑で処理した。

明治43年9月に至り、焼却場の東側に胞衣汚物消毒場を新設して下等汚物を焼却処分することとしたが、間もなく同消毒場に消毒洗浄場を設けて汚物を消毒し、ぼろとして売却することにした。これが再生加工業の端緒である。

大正時代

ついで大正2年2月、従来埋設していた汚水を蒸気消毒のうえ放流する方法に漸次改善を図った。しかし、大正4年には、汚物処理場の敷地が大阪府の尻無川改修工事施行地域に編入されたので、翌5年5月に南恩加島町に新築移転を行い木津川消毒加工場（現木津川事務所）として発足した。さらに、大正10年12月に増築し、13年には収集作業に肩引車のほか自動自転車を採用して作業の強化を図った。翌14年4月に西成・東成の両郡が市域に編入されたので、従来私営に委ねられていた両郡の営業権を買収し、同年9月から全市を統一して市営とし、新市域を7区に分割して自動自転車7台で収集をし、旧市域12区を肩引車12台で収集を実施した。

昭和時代（戦前）

昭和3年4月には、胞衣汚物の加工再生面に薬品精錬漂白方法を採用し、従来の洗濯後消毒して売却していたのを改めたので、再生可能の領域も拡大し売却量も増加した。また、同年6月には阿波座事務所を改築し、さらに、横堀川を隔てた対岸に汚物運搬車置場を建設したが、これを機会に同置場と木津川消毒加工場間の汚物の運漕を従来の手漕船から石油発動機船に切り換えた。その後間もなく、自動自転車を小型自転車に切り換え、収集作業の能率化を図った。

その後人口の増加により取扱件数が増加したので、これに対応するため処理工場の増改築ならびに改善をはかり、13年1月に完成した。これと同時に、天王寺埋設場にあった胞衣塚を同加工場に移転して胞衣埋設の標木保存期間を短縮した。

しかし、順調に発展してきた当事業も日中戦争の影響を受け、おりからの物資不足緩和の一助として、本市関係の各病院用の精製脱脂綿を再生する計画を策定して設備を新設したが、16年5月に医薬品統制規則の施行により中止を余儀なくされた。また、従来から当事業の主要財源であった自由競争入札による再生品の売却も、14年4月には大阪地方の最高販売価格の府告示によって抽選入札となり、繊維屑配給統制規則により販売先の指定ならびに購入価格の決定、再生産用薬品の割当等によって、収入面に打撃を受けた。本市はこの解決策として、16年1月に汚物取扱料金種別の新設、さらに17年5月に洗浄機を新設し事業の円滑な運営に努めたが、業績は低下する一方であった。また、収集自動車の割当燃料の不足から自動車収集を肩引車収集に切替える計画を立てたが、20年の大空襲により、機材置場の全焼、収集機材の大半焼失、水道本管の破壊という大被害を受け、やむなく事業閉鎖のまま終戦を迎えた。

昭和時代（戦後）

終戦直後は人口の激減により収集件数も少なく、全市を4区に分け手引車により細々と収集作業を続け焼却処分していたが、昭和20年12月から再生産処理を再開した。その後、薬品の入手難、電力不足による停電に悩みながら漸次再生産量を増加したが、作業機械および施設の老朽と販売統制に制約され、数次にわたる取扱手数料の値上げにもかかわらず収支の均衡はとれなかった。そこで22年12月、ぼろ類の受託消毒を実施して増収をはかったが効果がなく、翌23年3月、製造方法を改め代用綿の製造を開始してはじめて収支の均衡がえられるようになった。同年10月に故綿類の販売先の指定が廃止され、さらに24年9月にぼろ故綿類の公定価格も廃止され、戦中戦後10余年を経て、ようやく自由販売価格に復帰した。

昭和22年10月には、明治32年に発令された大阪府胞衣汚物取締規則は政令により廃止され、約10か月の空白期間をおき翌23年10月に新しく大阪府産汚物等取締条例が制定され、従来の営業区域と業者数の制限が撤廃された。これにより、市営の胞衣汚物取扱業の許可を得てその収集処理の営業を開始するものが出現した。

ところで、上昇傾向にあった当事業も、24年度の処理件数をピークにして民間営業の開始と出産率の低下により取扱件数は漸減し、収入面も減少の傾向を示した。しかし、本市としては、当事業が市民サービスの性格を持つところから、収集手数料の値上げよりも再生加工事業の拡大による増収をはかるため、30年9月から新しい化学薬品を使用して脱脂綿の品質改良に着手したが、再生故綿の需要が年々減少し、さらに人件費が増大したため収支が全くつりあわなくなった。そこで、汚物の選別、漂白、脱水等の作業が非衛生的な点も考慮して再生加工事業を廃止することとし、41年4月、焼却炉2基の完成稼働とともに、全量焼却処分を開始し、43年4月に木津川処理場と名称を変更した。

また、この間、阿波堀事務所（出張所）については、し尿関係の業務を担当していた玉出出張所の廃止（39年2月）に伴い、同出張所を胞衣汚物関係の事務所として使用することとし、39年3月、阿波堀出張所の位置及び名称を変更し、玉出出張所として開設することとした。

さて、その当時、産汚物の取扱件数はほぼ横ばいの状態にあったが、その後、犬、ねこ等の姿態の取扱件数が増加したため、火炉の焼却能力は限界に達した。そこで、49年5月、木津川処理場に新鋭焼却炉1基を新設し、この稼働によってようやく限界状態をきりぬけることができた。また、51年1月には、悪臭防止の再燃焼装置を設置し、公害防止面の設備の充実を図った。

ところで、胞衣汚物処理の手数料収入については、取扱件数の増加があつたにもかかわらず、高度成長の物価上昇という経済状況の中で緩慢な伸び率を示し、51年4月、56年4月の二度にわたり手数料の値上げをしたが、その後も収入は思わしくなく、さらに手数料を値上げして対処する必要が生じたため、やむなく60年4月（胞衣手数料のみ）と61年4月に手数料を改定するに至った。

平成時代

前回の手数料改正後6年間、手数料は据え置かれたままだったが、その間に消費者物価の上昇等社会経済状況の変化に加え、平成3年10月に廃棄物処理法の大幅な改正が行われ、処理手数料について、排出者に適正な費用の負担の原則が盛り込まれたことも踏まえ、平成4年4月に手数料を改正した。また、胞衣汚物及び飼い犬・猫等の死体の処理については、従来玉出出張所で収集して木津川処理場で処理を行ってきたが、木津川処理場の老朽化に伴い同所の建て替え整備を行うとともに事業の円滑な運営を図るため、平成8年8月1日玉出出張所と木津川処理場を統合し、名称を「木津川事務所」と変更して開設することとした。

なお、木津川事務所については、1時間当たりの処理能力が85kgの回転式炉2炉と、90kgのパッチ式1炉を新設した。

（４）埋火葬事業

江戸・明治時代（市営開始以前）

本市における古代の墓地は、古墳の最盛期に築造されたとされる茶臼山・帝塚山があるが、そのほかに古

代の墓地らしいものは見当たらない。また、火葬は仏教の伝来にもなっており、大化2年（西暦646年）、孝徳天皇のころから盛んに行われるようになったが本市における史家は明らかでない。

江戸時代の貞享・元禄時代から明治初期にかけて、梅田・千日・小橋・鳶田・浜・吉原・加茂の7か所にだび所（火葬場）と墓地があり、これを「大阪の七墓」と称していた。ここでは、常に葬儀に必要な器具を備えて、大阪三郷およびこれに近接する村落の火葬を行い、式場の飾付けその他葬儀に関する業務を取り扱っていた。一方、葬具類の賃貸・販売を営業する色屋と称する業者も存在していた。しかし、これらは他人の不幸に乗じて法外な利益をむさぼるので、その弊害ははなはだしく、当時これに対する非難も少なくなかったようである。

大阪府では、このような弊害を除去するため明治6年7月に火葬禁止令を発するとともに、東成郡天王寺村字奥経立に8町3反3畝18歩、西成郡長柄村字毘沙門堂に5町1反3畝17歩、西成郡岩崎町新田字船屋敷に1町3反2畝14歩、あわせて14町7反9畝19歩（約 1,480 a）の埋葬地を新設し、一部の寺院に埋葬する場合または一方の配偶者がすでに埋葬してあるかわりに片方の配偶者を後葬する場合を除き、この新設墓地に埋葬することとし、原則として、旧墓地に埋葬することを禁止した。これらの墓地は府が管理し、埋葬規則を設けて、上・中・下の3等級に分けて料金を定め、天王寺・長柄の2か所には別に等外地を設けて変死者または囚人の死体その他生活困窮者の死体を埋葬していた。

明治8年5月に至り、火葬禁止令が解除されたので、私人8人がそれぞれ火葬営業を出願した。府はこれらに対し共同経営を勧告したため、業者は共同で前記3埋葬地のうちそれぞれの一部 1町6反1畝6歩（約 161 a）の払下げをうけて火葬場の建設に着手した。名称は当初八弘舎としていたが、後日これを八弘社と改称した。また別に、前記埋葬地の残地域についても、さきに府から払下げをうけていた者から譲り受けて使用することとなり、埋火葬を兼営して翌9年から事業をはじめた。同社は明治15年7月、その組織を資本金7万5千円の株式会社に変更、名称を大阪八弘株式会社に改めた。その後、明治38年5月に賠償増資し、同年10月には浦江火葬場および墓地を買収し同社の経営に移すなど順次事業の拡張をはかり、埋火葬に対する住民の需要に応じてきたようであった。

しかし、本市は埋火葬事業は本来公益的性格をもつものであり、公共団体が経営するのが妥当であるとの見地から、本事業のより一層の改善向上をはかるため、これを市営に移す計画をたて明治40年2月に同社の営業権及び動産・不動産の全部を買収し、その事業を継承するにいたった。

大正時代

買収当時における葬儀所（火葬場と礼祭場（斎場）を併置）と墓地は、天王寺・長柄・岩崎および浦江の4か所であった。

当時の葬儀所は、天王寺53基、長柄36基、岩崎40基、浦江26基あわせて155基の火炉を有して事業を運営していたが、その後大正2年6月、西区小林町に火炉51基を備える小林葬儀所を新設し、同年7月には北区上福島に礼祭場のみを設けた福島葬儀所を建設した。他方、葬儀所付近の市街地にかんがみ、翌大正3年3月に岩崎葬儀所を、同5年3月に浦江葬儀所をそれぞれ廃止するに至った。

ところで、葬儀における礼祭場の設備は、大阪八弘株式会社から継承後も必要に応じて改良を加えてきたが、第1次大戦における経済界の好況に伴って一般にぜいたくな気風が生じ、喪家はいたずらに巨費をついやし、寺院で葬儀を行って華美を競う傾向にあったので、本市はその弊害を防止しあわせて質素で荘厳な葬儀執行の美風をおこすため、大正9年7月、天王寺葬儀所内に千人余の会葬者の収容能力のある大斎場（当時は、式場を斎場と称した。）を新設した。また、礼祭場と火葬場とを分離することは喪家にとってははなはだ不便であったので、礼祭場だけを有する福島葬儀所は利用者が漸次減少し、大正12年3月ついに廃止した。これを機会に、同年7月から祭壇飾付けは市営で行うことになった。

この間、市勢の伸展、人口の増加にもなっており、各葬儀所とも火炉の不足が痛感されるようになり、長柄・

天王寺両葬儀所に各数十基の火炉を増設してこれに備えた。しかし、従来の火炉はすべて薪炭炉であって、明治10～12年におけるコレラの流行、大正7～9年の流行性感冒の大流行時にみられたごとく、伝染病の流行により一時多数の死者が生じた際には火炉の火葬能力および公衆衛生上これらの施設では極めて不満足だったので、本市では火葬能力の向上と設備の完備を目的として種々研究を重ねた結果、重油火葬設備を有する火炉を建設することとなり、本市の西北部の発展に対処するため、大正15年9月、此花区春日出町に鉄筋コンクリート建重油炉22基を有する春日出葬儀所を建設した。

また、大正14年4月の市域拡張に際し、新たに旧町村有の火葬場および墓地数十か所を継承したが、市有または市の一部有となった火葬場はいずれも設備が不完全で、そのうえ各地に散在していたので公衆衛生その他公共の福祉の立場から、これを整理統合する必要があった。そこで大正15年6月、松原葬儀所を新設して、住吉区田辺方面の火葬場4か所を整理した。

さて、明治40年2月買収当時の墓地については、天王寺（23,394坪）、長柄（9,986坪）、岩崎（2,284坪）、浦江（696坪）の4か所で、その面積をあわせて36,360坪（1,202a）であったが、その後所在地付近の発展にかんがみ、明治43年3月に岩崎墓地を、大正5年3月には浦江墓地をそれぞれ廃止した。また、長柄墓地のうち3,740坪（約124a）も、大正2年3月、将来墓地として存続していく必要がないものとして売却のうえ縮小した。

昭和時代（終戦まで）

その後も本市は葬儀所の整理統合を推進し、昭和5年7月には住吉葬儀所を完備して、その周囲にあった6か所の火葬場を統合した。さらに6年度に、失業救済事業として、平野・寝屋川・西淀川方面に散在する火葬場の整理統合に着手した。まず、7年10月、住吉区平野野堂町に平野葬儀所を竣工し、ついで8年2月に旭区放出町に鉄筋コンクリート建重油炉10基を有する寝屋川葬儀所を、翌年には西淀川区佃町に寝屋川葬儀所とほぼ同様の鉄筋コンクリート建重油炉10基を有する佃葬儀所をそれぞれ新設して、いずれもその付近に散在する火葬場を廃止した。

また、長柄・小林両葬儀所は建設後相当の期間を経過したため施設が老朽化し、設備も極めて不完全であった。たまたま長柄葬儀所は、昭和9年9月の風水害により甚大な被害をこうむり応急処理を施したが、とうてい現状のまま葬儀所として使用にたえなくなったので、12年2月大改装に着手し、翌年6月鉄筋コンクリート建重油炉30基、予備炉（薪炭炉）3基を有する施設を完成した。同時に場内の一面には、会葬者300名以上も収容できる鉄筋コンクリート建の大斎場を建築した。なお、本葬儀所の改装に伴い、11年12月、旭区方面に散在していた市の一部有火葬場8か所を廃止した。他方、小林葬儀所も、13年3月、鉄筋コンクリート建重油炉23基、予備炉（薪炭炉）6基を有する施設に改築した。これらの施設は、いずれも従来の陰うつな感じを排して、荘厳なかにも明るい近代的様式をとりいれており、傷心の遺族をできるだけ慰安するよう工夫されていた。

このようにして、本市は第2次市域拡張以来、市有及び市の一部有の葬儀所43か所を整理し、同時に火炉および葬儀施設の近代化を促進して、11か所の市営葬儀所（うち2か所に大斎場を併設）、215基の火炉（うち重油炉95基）を有することになったが、日中戦争の長期化に伴って、各種燃料の使用に極度の制限をうけたため、各葬儀所の重油炉を廃止して、再び薪炭炉に改装しなければならなかったのである。

なお、葬儀所の名称については、昭和5年8月、天王寺葬儀所を阿倍野葬儀所と改称したが、その後15年4月、大阪市立葬儀所条例（大正5年制定）を大阪市立斎場使用条例に全面改正した際、「葬儀所」を「斎場」と改めることとした。さらに18年4月には、本市の行政区の再編を契機に長柄斎場を北斎場とし、これに対応して阿倍野斎場を南斎場と名称変更した。

一方、埋葬事業については、市域拡張の際旧町村有の群小墓地を継承し、その後も市の一部有墓地で寄付収受をうけたものがあつたが、これらの群小墓地は、付近住民以外めつたに使用しないうえにほとんど充足していたので、いきおい場所や交通の便等の関係で面積の比較的大きい天王寺墓地や長柄墓地に一般の需要が集中した。その結果、両墓地は次第に充足して、使用余地も極めて少ない状態にたちいたつた。そのうえ、天王寺・

長柄両墓地を除いていずれも用地が狭小なうえに、概して人口密度の高い市街地に存在しその管理も十分でなかったため、公衆衛生、宗教上の観点から移転整理を必要とするにいたった。

そこで本市では、市の南北に2大公園墓地をつくり、墓地に対する市民の新しい需要に応えるとともに、市内にある群小墓地の移転改葬を目的として、市の北部、豊能郡熊野田村（現在、豊中市広田町）に52,400坪（173,200㎡）、南部の中河内郡瓜破村（現在、平野区瓜破東）に60,200坪（約199,000㎡）の土地を選定して墓地の新設を決定し、昭和3年5月内閣の認可を得、翌月都市計画決定の市長告示を行った。その後この実施計画を立案し、9年に一応の成案をえたが、さらに数回にわたる改訂を行った結果、昭和13年から都市計画による3か年継続事業として、前記中河内郡瓜破村に約206,500㎡、豊中市に180,700㎡の墓地造成に着手、瓜破霊園は15年5月に、翌16年4月には服部霊園がそれぞれ竣工して、直ちに供用を開始した。

なお、昭和15年5月には大阪市設墓地使用条例（大正4年制定）が大阪市設霊園条例に全面改正され、この際、「墓地」の名称が「霊園」に改められ今日に至っている。

ところで、本市では納骨堂の設置を検討していたが、瓜破、服部両霊園の完成を機に両霊園にこれを建設することとし、16年2月には瓜破霊園内に、翌17年8月には服部霊園内に、それぞれ納骨堂を設置した。

昭和時代（戦後）

火葬場については、戦後早々から電気炉の採用を計画し、昭和21年5月にまず試験的に北斎場に2基設置、以後南斎場に8基、北斎場に12基をそれぞれ設置して操業を続けたが、電力事情の悪化、故障の多発等のためやむをえずいずれも26年10月に休止し、再び薪炭炉に改装した。その後、28年12月、佃斎場に重油炉6基を復活使用したところ、燃料が安いというに即日遺骨の引渡しができ喪家にも便利であるなど好評をえたので、30年1月、北斎場に15基、33年10月には小林斎場に5基、36年3月には寝屋川斎場に4基、それぞれ重油炉を設置した。

一方、春日出斎場は戦時中の空襲により全焼したので23年10月に廃止し、松原斎場も所在地付近の発展にかんがみ、環境衛生上の見地から25年4月に閉鎖した。

また、南斎場は、戦災や台風等のためしばしば被害をうけ、そのつど応急的な修理を施してきたが、火炉および施設の老朽はなはだしく、早急に全面的な大改造の必要に迫られ、そのうえ、同斎場の周囲が商店街・住宅街として発展してきたため、付近住民から移転の要望が強まってきた。そこでその対策として市周辺部への移転を計画し、住吉・平野両斎場とともに統合移転するため、瓜破霊園内の敷地（30,000㎡余）に30・31両年度にわたる継続事業として最新式の重油炉設備20基をもつ近代的斎場を建設し、32年3月に竣工した。この瓜破斎場は、翌月から供用開始し、以来市民の好評をえて、多数の利用に供した。

なお、30年4月の6か町村編入の際継承した加美斎場は施設が老朽化し、その利用者はほとんど旧加美村居住者に限られ、また加美地区の住民も瓜破斎場を利用するようになったので、39年12月より業務停止し、41年4月に廃止した。また、大正14年の市域拡張により引き継いだまま存続していた大道斎場は、全く荒廃してしまったので、昭和38年11月に廃止した。北斎場についても、大斎場の年間の利用件数が少なく、瓜破斎場だけで需要に対応できるので、大斎場のみ40年9月に廃止した。

さて、斎場施設周辺は、日本経済の発展と人口の増加により急速に市街地が形成されていったが、これに伴い、施設を抜本的に改善し近代的葬務施設として整備する必要がでてきた。そこで48～49年度において、瓜破斎場の新館火室（火炉10基）および遺族休憩所・事務所棟を新築するとともに、既存の建物の内外装替えおよび公害防止設備を設置した。なお、瓜破斎場の公害防止設備についてはさらに改造を加え、新館が61年7月に旧館が63年11月にそれぞれ整備を完了した。また、北斎場については、50～52年度で火室・式場を大改修するとともに、遺族休憩所・事務所棟を新しく鉄筋コンクリートで建替え、58年度において公害防止設備を改造した。小林斎場についても、53年度より改築工事を開始し、54年5月には火室本館を竣工、55年8月には式場の供用を開始した。さらに、その他の斎場についても改修工事を進め、56年5月には寝屋川斎場、57年3月には佃斎

場の整備を完了した。

一方、式場については、使用の時間帯はすべて昼間に限られていたが、住宅事情の変化などもあり、お通夜のため夜間に使用できるよう地域住民から要望がなされるようになった。このため、斎場の一連の整備事業を契機として検討を重ねた結果、57年12月から小林および北斎場、58年4月からは佃斎場、63年4月からは鶴見斎場において式場の夜間供用を開始した。

大正9年に建てられた南斎場の式場については、老朽化のため使用に耐え難くなり、60年2月から供用を休止した。

なお、寝屋川斎場については、寝屋川市立の斎場と混同されやすく、まぎらわしいとの声が従来よりあったので、58年2月、鶴見斎場と名称を改めた。

一方、埋葬事業についてみると、市民の墓地需要に対しては、戦時中から戦後にかけて、主として瓜破、服部両霊園の霊地を供用してきた。しかし、市内の市設霊園の充足と霊地利用者の激増により両霊園とも充足し、新しい霊地需要に応えられない状態になってきたので、34年度に瓜破霊園の隣接地を買収し、都市計画事業として霊園の新規拡張を実施することとし、翌35年3月には都市計画決定を受け、35年度から4か年継続事業として霊域を拡張し、逐次供用した。また服部霊園は、瓜破霊園の拡張にもかかわらず、本市の北部という立地条件から特に希望が多く、そのため36年度に同霊園内の低湿地18,500㎡を盛土し、土質が十分固定するのをまわって38年度に造成を行い直ちに供用を開始した。しかしながら、生活水準の向上、世情の安定は、市民の墓地需要を一層高め、瓜破、服部両霊園とも40年度には全域供用済みとなった。

その後、瓜破霊園では、45年4月から、阪神高速道路大阪松原線の工事のため南霊園の墓地の一部が瓜破霊園へ移転することになり、49年4月に移転が完了した。

ところで、服部霊園内に建設されていた納骨堂は、老朽化のため、昭和34年7月に撤去し、また、瓜破納骨堂についても、祖先の御霊を安置する施設としては貧弱で老朽化してきたので、40年10月から業務停止し、新しく服部霊園内に清潔で近代的な納骨堂を建設して瓜破納骨堂を移転することとし、その完成とともに41年6月から服部納骨堂の供用を開始した。

新たな市民の墓地需要に対応するため、泉南郡阪南町（現在は阪南市）に34haの用地を買収のうえ芝生式公園墓地として52年度から全体計画27,500区画の造成工事に着手することとなった。本市の長年の懸案であったこの新しい霊園は、54年10月に泉南メモリアルパークとして開園の運びとなり、毎年霊地使用者の募集を行い市民の利用に供している。なお、当霊園の管理は、53年11月に設立された(財)大阪市霊園サービス公社が実施していた。

なお、昭和16年に建設された服部霊園の管理棟は、老朽化のため60年3月に新しく鉄筋コンクリート造に建て替えた。

平成時代

高齢化社会の到来による高齢人口の増加から、死亡人口の漸増が予測されており、その増加に対応し得る火葬設備と公害防止設備の整備の必要があることから、平成3～4年度に小林斎場（10炉）において、従来の火葬設備に加え一炉一再燃焼方式で火葬炉に前室を設けた設備の導入など機械化を取り入れるとともに、棺台車自動搬送装置の導入など、従来の火葬作業方法の改善を行った。さらに、平成4年9月から4か年継続事業として瓜破斎場の大改修整備を行い、クリーンエネルギーである都市ガスを燃料とした火葬設備に改善するとともに、新たに敷地内に通夜にも利用できる独立した式場棟を完成させ、平成8年4月から火葬業務（30炉）と併せ市民の利用に供している。これら小林・瓜破斎場に引き続き平成9年3月から北斎場の整備（建替）工事に着手し、平成11年8月から火葬設備の半分の10基を稼働、火葬業務を行いながら引き続き工事を進め、平成12年度末に全体が完成（火葬炉20基）した。新しい北斎場は、より高度な公害防止設備を導入し、また、今までの斎場の概念を払拭した都市型斎場として、平成13年4月から全施設での稼働を開始した。平成12年1月に、民間の火葬場

である鶴橋斎場が老朽化により営業を停止し、同年3月15日付けで大阪市長の廃止許可を受けたため、本市東部方面の火葬需要に対応すべく、老朽化が著しかった鶴見斎場について、隣接地を買収のうえ平成16年度から全面建替工事を行い、火葬炉を4炉から8炉に増強し平成18年12月に全施設の稼働を開始した。また、南斎場の式場については、本市独自の大規模式場として、平成11年3月に再建に向けて着工し、葬祭場（愛称：やすらぎ天空館）として平成13年11月に完成、翌平成14年1月に供用を開始した。

霊園事業については、瓜破・服部霊園において使用許可を受けて以来、空き地のままの未使用霊地があったため、昭和62年度からこれらの調査と整理を進め、霊地を使用しない使用者に対し霊地を返還するよう督促作業を行った結果、平成3年度にその整理がつき、平成4年5月に瓜破・服部霊園の157区画について一般公募を実施した。平成11年5月には平成4年度以降の瓜破・服部霊園、加美霊園における返還霊地194区画について一般公募を実施し、平成16年11月にも瓜破霊園内の未利用地を整備した155区画について一般公募を実施した。その後、平成18年9月21日付けで議員提案により名誉霊域規定廃止の条例改正が行われたため、服部霊園の名誉霊域用地と瓜破・服部霊園の返還霊地を併せた205区画について、平成19年5月に一般公募を実施した。

また、南霊園については、開設が明治7年と相当古いことから、祭祀をされなくなった墳墓があり、霊園の環境整備の観点から、昭和61年8月から無縁墳墓調査を開始し、平成4年度末をもって一定収束したため、平成5年度から平成7年度にかけて、無縁墳墓の移転改葬を行い、平成7年度から平成9年度にかけて、永年にわたり祭祀実態がなく使用意思のない墳墓について移転改葬を行った。

一方、北霊園においても、平成6年度から無縁墳墓の調査を実施し、平成10年度から調査により判明した無縁墳墓の移転改葬等を実施し、平成15年度には北側区域に市民の憩える広場の整備を行った。引き続き園路整備や祭祀実態のない墳墓について調査・整備を図るなど、霊園整備を実施しているところである。

なお、泉南メモリアルパークの開設から霊園の管理を実施していた(財)大阪市霊園サービス公社が、平成8年10月に(財)大阪市環境事業協会に統合されるとともに、平成11年4月から、瓜破、服部、北、南、住吉、千駄、平野、加美、松原霊園の管理運営についても、同協会へ業務委託を行った。

平成18年度からは、指定管理者制度の導入により、葬祭場については(株)公益社を、泉南メモリアルパーク・瓜破・服部・北・南・住吉・千駄・平野・加美・松原霊園及び服部納骨堂については(財)大阪市環境事業協会を指定管理者として運営管理を行っている。